

会計情報

Vol. 602

2026.10

Accounting, Tax & Consulting

2027年3月期中間決算の会計処理に関する留意事項

「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」におけるサステナビリティ情報の開示・保証に関する改正点の概要

コーポレートガバナンス・コード改訂の概要と成長投資ガイダンス

業種別委員会研究資料第2号「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」の概要（第1回）



Contents

	ページ	
	2	2027年3月期中間決算の会計処理に関する留意事項 公認会計士 木村 寛人 公認会計士 早野 真史
	22	「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」におけるサステナビリティ情報の開示・保証に関する改正点の概要 公認会計士 佐柳 有紀
	25	スタートアップ・成長企業への資金供給促進に関する金融商品取引法改正の概要 公認会計士 中尾 有沙
会計・監査	27	コーポレートガバナンス・コード改訂の概要と成長投資ガイダンス Deloitte Tohmatsu Institute フェロー 高田 真紀
	32	業種別委員会研究資料第2号「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」の概要(第1回) 公認会計士 高山 朋也 公認会計士 川東 泰之
	45	ASBJ: 実務対応報告公開草案第74号(実務対応報告第45号の改正案)「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等の公表 『会計情報』編集部
	46	SSBJ: サステナビリティ基準委員会(SSBJ) 事務局が、「SSBJハンドブック」を一部更新 『会計情報』編集部
税務	47	令和8年度中間決算における税務上の留意事項 デロイト トーマツ税理士法人
会計基準等開発動向	64	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	68	新刊書籍のご案内

2027年3月期中間決算の会計処理に関する留意事項

公認会計士 ^{きむら ひろと} 木村 寛人
公認会計士 ^{はやの まさし} 早野 真史

本稿では、2027年3月期の中間決算（2026年4月1日から2026年9月30日まで）の会計処理及び開示に関する主な留意事項について解説を行う。

2027年3月期に適用される新会計基準等には、下記ⅠからⅣがある。また、2027年3月期から早期適用が可能な新会計基準等には下記Ⅴがある。

【目次】
【2027年3月期に適用される会計基準等】
Ⅰ 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱い）
Ⅱ 実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」
Ⅲ 実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」
Ⅳ 企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等
【2027年3月期に早期適用が可能な会計基準等】
Ⅴ 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等（譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化）

なお、上記のほか、2027年3月期に早期適用が可能な会計基準等として、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等がある。本誌2024年11月号（Vol.579）、12月号（Vol.580）及び2026年2月号（Vol.594）において解説しているため、そちらをご参照いただきたい。

Ⅰ 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱い）

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）は、2025年3月11日に、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いに関して、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「2025年改正金融商品実務指針」という）を公表した。

1. 公表の経緯

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という）第132項では、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、当該組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には企業会計基準第

10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という）に従って評価し、当該組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とするとされている。この点、金融商品会計基準では、市場価格のない株式について取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第19項）とされているため、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、これらについても取得原価で評価することとなる。

当該定めに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることが期待されるとして、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれた。

こうした状況を受けて、ASBJで検討が行われ、2025年改正金融商品実務指針が公表されるに至った。

2. 2025年改正金融商品実務指針の概要

（1）範囲

2025年改正金融商品実務指針では、金融商品実務指

針第132項の定めにかかわらず、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとされている（2025年改正金融商品実務指針第132-2項）。

この点、ASBJの審議の過程では、対象となる組合等の範囲に関して、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を定義するか否かについて議論がなされたものの、最終的に直接的な定義は行われていない。

（結論の背景）

対象となる組合等の範囲に関して、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等とそれ以外の組合等を明確に区分することは困難と考えられたため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わないこととした（2025年改正金融商品実務指針第308-3項）。

一方、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するために、対象となる組合等の範囲に関して、次の要件が設けられている（2025年改正金融商品実務指針第132-2項）。

- ① 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- ② 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

（結論の背景）

要件①は、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価者に十分な能力が備わっている必要があると考えられることから、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとして設けた要件である。ここで「組合等の運営者」とは、我が国におけるベンチャーキャピタルファンドの多くで用いられている投資事業有限責任組合の形態においては、無限責任組合員が該当すると考えられる。また、他の法形態に基づく組合等については、投資事業有限責任組合における無限責任組合員と類似の業務を執行する者が該当すると考えられる。

要件②は、我が国の実務における市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況についての懸念が監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、市場価格のない

株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できることから、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとして設けた要件である。ここで、「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれると考えられる。また、時価評価の方法としては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に基づいた時価で評価する場合のほか、国際財務報告基準（IFRS）第13号「公正価値測定」又はFASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられる（2025年改正金融商品実務指針第308-3項）。

（2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針）

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定め¹の適用にあたり、組合等への出資者である企業は、当該定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に当該定め²の適用対象かどうか決定することとされており、当該定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできないこととされている（2025年改正金融商品実務指針第132-3項）。

なお、当該方針については、原則として継続適用であるが、大きな状況の変化により見直すことはあり得るとされている。見直す場合、見直し後の方針は、方針を見直す前に出資された組合等には適用せず、方針を見直した後に出資された組合等に適用することとされている。

（結論の背景）

審議において、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価について、範囲に含まれるすべての組合等を適用対象とするか、組合等の単位で選択できるようにするかについて議論を行った。この点、組合等への出資の目的や性質が異なる場合があると考えられることから、範囲に含まれるすべての組合等について一律に適用対象とするのは必ずしも適切でないと考えられる。このため、組合等への出資者である企業が2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定め²の適用対象かどうか決定することとした。

また、企業の意思により自由に2025年改正金融商品実務指針第132-2項の適用を終了することを認めることは、会計処理の透明性や比較可能性の観点

から適切ではないと考えられるため、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の会計処理を出資後に取りやめることはできないこととした。

なお、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針については、原則として継続して適用すると考えられるものの、従来行っていなかった種類の組合等への新規の出資や重要な企業結合など、大きな状況の変化により見直すことはあり得ると考えられる。ここで、組合等への出資時に2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用対象かどうか決定することとしていることから、見直し後の方針は、方針を見直す前に出資された組合等には適用されず、方針を見直した後に投資された組合等に適用されると考えられる（2025年改正金融商品実務指針第308-5項）。

（組合等が別の組合等に出資しているケース）

企業が直接出資する組合等について2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用することを選択しており、かつ、ファンド・オブ・ファンズのように組合等が別の組合等に出資しているケースにおいては、組合等が出資する別の組合等ごとに、上述の2025年改正金融商品実務指針第132-2項の2要件を満たすか判定を行い、要件を満たした別の組合等についてのみ、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、その組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになるとされている（2025年改正金融商品実務指針第308-5項）。

（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式）

組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれる場合、その組合等への出資者の会計処理の基礎とするにあたり、これらの株式について時価をもって評価するかどうかが問題となるが、2025年改正金融商品実務指針では、時価をもって評価する対象からは除かれている（2025年改正金融商品実務指針第132-2項）。

（結論の背景）

本プロジェクトにおいて、組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれることは想定しておらず、また、子会社株式及び関連会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていること（金融商品会計基準第17項）を踏まえ、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式は時価をもって評価する対象から除くことを明確化した（2025年改正金融商品実務指針第308-5項）。

（組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合の連結上の取扱い）

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する場合において、組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当するときの連結上の取扱いについては明確化されていない。これは、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する企業として主に想定されているのはリミテッド・パートナーシップ出資者であること、及び金融商品実務指針の改正のプロジェクトは国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等が副次的な目的とされており、できるだけ速やかに会計基準を開発することが期待されていたことが理由とされている（「移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）『金融商品会計に関する実務指針（案）』に対するコメント」の「論点の項目」5）から8）についての「コメントへの対応」参照）。

（「総額法」及び「折衷法」の取扱い）

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めは、金融商品実務指針第132項のいわゆる「純額法」の定めを前提としている。いわゆる「総額法」及び「折衷法」の取扱いについては、組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いと密接に関連するものであることから、上記のとおり組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いを明確化しないことに合わせて、取り扱わないこととされた（上記「コメントへの対応」参照）。

（2）会計処理

上記（1）に記載のとおり、2025年改正金融商品実務指針では、金融商品実務指針第132項の定めにかかわらず、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとされている（2025年改正金融商品実務指針第132-2項）。

（結論の背景）

組合等の解散までに現金で清算されることが見込まれるため、組合等への出資者の貸借対照表において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価したものを組合等への出資者の会計処理の基礎とするのは、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から有用と組合等への出資者である企業が判断する場合があると考えられる（2025年改正金融商品実務指針第308-4項）。

ここで、組合等への出資者である企業が、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から有用と判断する場合もあれば、企業によってはそのよう

な判断を行わない場合もあると考えられることから、時価評価の適用は強制ではなく、オプションとされている（「移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）『金融商品会計に関する実務指針（案）』に対するコメント」の「論点の項目」26）についての「コメントへの対応」参照）。

また、評価差額の持分相当額は、当期の損益として処理せず、純資産の部に計上することとされている（2025年改正金融商品実務指針第132-2項）。

（結論の背景）

評価差額の持分相当額を当期の損益として処理するか又は純資産の部に計上するかについては、両者とも支持する意見が聞かれた。審議の結果、その他有価証券に関する会計処理など、他の現行基準との内的整合性を重視する観点から、市場価格のない株式の評価差額の持分相当額を純資産の部に計上することとした（2025年改正金融商品実務指針第308-4項）。

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する場合の組合等への出資の会計処理のイメージは【図表1】のとおりである。

【図表1 2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する場合の組合等への出資の会計処理のイメージ】

出資時

組合等		30%	出資者である企業	
上場株式 500	出資金 1,000		出資金等 300	資本金 300
市場価格のない株式 500			他の企業	

期末時

組合等		30%	出資者である企業	
上場株式 時価 700 (+200)	出資金 1,000 その他有価証券評価差額金 500 (200+300)		出資金等 450 (=300+(200+300)×30%)	資本金 300 その他有価証券評価差額金 (純資産の部) 150 (=500×30%)

（注） 上記イメージは、以下を前提としている。

- 組合等は、保有する株式を全て「その他有価証券」に分類している。
- 組合等への出資について、持分相当額を純額で取り込む方法（純額法）を適用する。
- 税効果は考慮していない。

（2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する場合の減損処理）

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産である市場価格のない株式については、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第92項）に代わり、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第91項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとされている（2025年改正金融商品実務指針第132-4項）。

（結論の背景）

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用した場合についてのみ適用する減損処理に関する新たな定めを設けるのは過度な対応と考えられることから既存の定めを活用するとして、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第91項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとした（2025年改正金融商品実務指針第

308-6項）。

（3）注記事項

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等への出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という）第24-16項で定める事項の注記に併せて、次の事項を注記することとされている。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない（2025年改正金融商品実務指針第132-5項）。

- ① 2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定め（組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする定め）を適用している旨
- ② 2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針
- ③ 2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定

めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

(結論の背景)

開示に関して、時価算定適用指針第24-16項は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（金融商品実務指針第132項及び第308項）については、時価の注記を要しないこととし、その場合、注記していない旨及び時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとしている。

ここで、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する場合には、これらの注記に併せて、当該定めを適用した影響を財務諸表利用者が理解できるように、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用している旨、当該定めを適用する組合等の選択に関する方針、及び当該定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとした。なお、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額は、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額の内数に該当すると考えられる（2025年改正金融商品実務指針第308-7項）。

(4) 適用時期等

① 適用時期

2025年改正金融商品実務指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている（2025年改正金融商品実務指針第195-20項）。

(結論の背景)

2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用するにあたり、組合等への出資者である企業が定めた当該定めを適用する組合等の選択に関する方針によっては、方針に合致するすべての組合等を対象として、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする準備を行うのに時間を要する可能性があると考えられる。このため、十分な準備期間を確保するように、2025年改正金融商品実務指針については、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（2025年改正金融商品実務指針第357項）。

② 経過措置

2025年改正金融商品実務指針の適用初年度において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する場合、適用初年度の期首時点において組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて当該定めを適用する組合等を決定し、次の会計処理を行うこととされている（2025年改正金融商品実務指針第205-2項）。

- i. 適用初年度の期首時点において、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する。
- ii. 適用初年度の期首時点において、2025年改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第91項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

(結論の背景)

組合等への出資者である企業が定めた方針に合致する組合等を過去に遡って決定することを求めるのは、実際には行っていなかった判断を事後的に求めることになることから、適切でないと考えられる。このため、2025年改正金融商品実務指針の適用初年度においては、2025年改正金融商品実務指針の適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて第132-2項の定めを適用する組合等を決定することとした。

会計処理の遡及適用に関しては、市場価格のない株式の時価の算定には見積りの要素が多く含まれ、事後的判断を利用せずに市場価格のない株式の時価を遡及的に算定することは実務上困難であると考えられること、及び過去に遡ってどの時点で時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第91項）に基づく減損処理が必要であったか識別することは困難であると考えられることから、2025年改正金融商品実務指針については、遡及適用を求めず、適用初年度の期首から将来にわたって適用することとした。この場合、2025年改正金融

商品実務指針の適用後の当期純利益等への影響が適切となるように、経過措置を設けることとした（2025年改正金融商品実務指針第358項）。

II 実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」

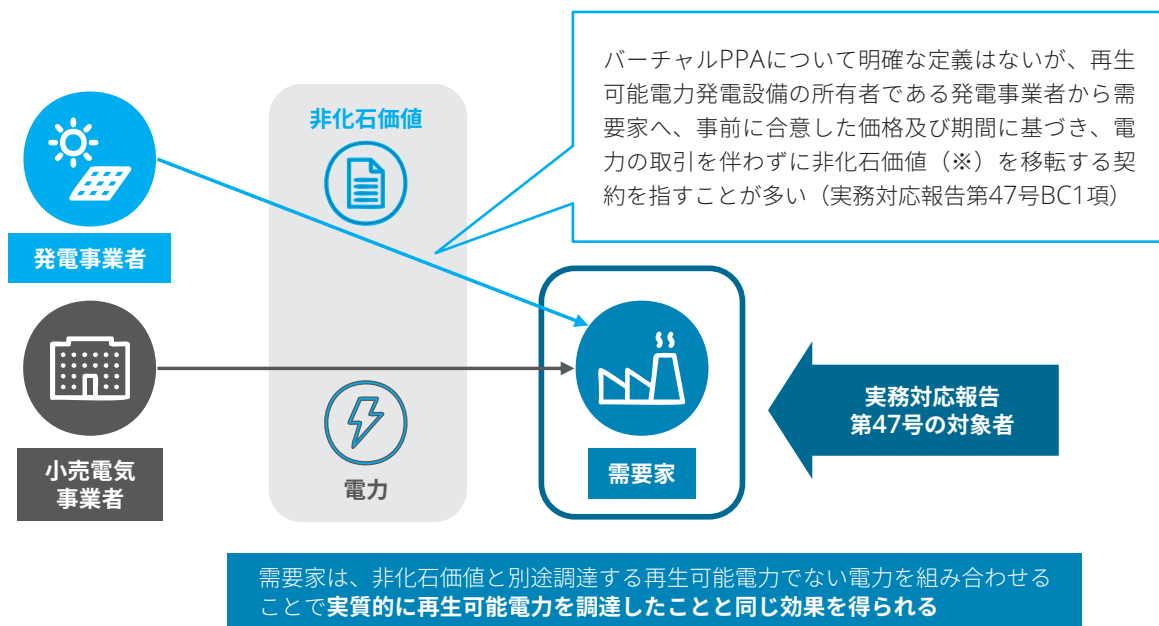
ASBJは、2025年11月11日に、実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第47号」という）を公表した。

1. 公表の経緯

近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化させており、当該取組みの1つとして、いわゆるバーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」という）により取得した非化石価値と別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで実質的に再生可能電力を調達したことと同じ効果を得られる手法がみられる（実務対応報告第47号BC1項）（【図表2】参照）。

今後も各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャルPPAの利用がさらに拡大することが見込まれる中、バーチャルPPAに関する会計上の取扱いが明確ではないとして、バーチャルPPAの需要家における会計処理について検討するよう要望が寄せられた。この要望を受けてASBJで検討が行われ、2025年11月11日に、実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」が公表された。

【図表2 バーチャルPPAのイメージ図】



【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇実務対応報告第47号『非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い』の概要」[図表1]を参照

（※）「非化石価値」とは、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値のうち、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用する電源としての価値をいう（実務対応報告第47号第5項(1)）。

2. 実務対応報告第47号の概要

(1) 範囲

（対象とする者）

実務対応報告第47号では、非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計上の取扱いを定めている（実務対応報告第47号第1項）。需要家とは、以下の（適用する契約）に掲げる特徴を有する契約を締結する者のう

ち、非化石価値を自己使用目的で購入する者をいう（実務対応報告第47号第5項(2)）。

（結論の背景）

企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、以下の（適用する契約）に掲げる特徴を有する契約の当事者である需要家及び発電事業者の双方の会計上の取扱いを検討する場合には一定の時間を要

することが予想される中、早期の対応が必要であることに鑑み、より広範囲に影響があると考えられる需要家の会計上の取扱いのみを検討することが提案された。これを踏まえて、ASBJは、実務対応報告第47号において需要家の会計上の取扱いを定めることとし、発電事業者の会計上の取扱いは定めないこととした（実務対応報告第47号BC5項）。

（適用する契約）

① 発電事業者と需要家の相対の契約

実務対応報告第47号は、非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売（子会社又は関連会社への融通を除く。以下同じ）が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するものに適用する（実務対応報告第47号第2項）。

- i. 発電事業者と需要家の相対の契約である。
- ii. 需要家は、発電事業者との間で、契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。
- iii. 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

（結論の背景）

企業会計基準諮問会議からの提言は、実務対応報告第47号の開発時点の我が国におけるバーチャルPPAに関する実務を考慮して当面の取扱いを定めた上で、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として必要に応じて見直しを行うというものであった。これを踏まえて、ASBJは、当面の取扱いを検討するにあたって、現在我が国において行われているバーチャルPPAの一般的な取引形態において需要家が取得する非化石価値の性質や取引条件等を基礎として、実務対応報告第47号を適用する契約の範囲について整理を行うこととした（実務対応報告第47号BC10項）。

② 特定卸供給事業者等と需要家の契約

実務対応報告第47号の開発時点の制度上、需要家は、発電事業者から購入する場合のほかに、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定された特定卸供給事業者¹との直接取引においても非化石価値を購入することが認められている。特定卸供給事業者（これに準ずる者を含む）との取引についても、次の特徴を有する契約に実務

対応報告第47号を適用する（実務対応報告第47号第3項）。

- i. 特定卸供給事業者等と需要家の相対の契約である。
- ii. 需要家は、特定卸供給事業者等との間で、再生可能電力発電設備で発電を行う者の再生可能電力発電設備を契約で指定し、当該再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を特定卸供給事業者等から購入する契約を締結する。
- iii. 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

（結論の背景）

特定卸供給事業者との取引はさまざまな類型があるが、特定卸供給事業者と需要家の相対で締結された非化石価値の移転に関する契約で、再生可能電力発電設備で発電を行う者の再生可能電力発電設備を指定した上で、当該再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を特定卸供給事業者から需要家が購入し、需要家が当該非化石価値を買い取る義務を負う場合には、実務対応報告第47号を適用して会計処理を行うことが考えられる。したがって、実務対応報告第47号第3項に列挙した特徴を有する契約に実務対応報告第47号を適用することとした。

ここで、需要家が非化石価値の移転に関する契約を締結する相手方になり得る者として、電気事業法における特定卸供給事業者の定義を満たす者のほか、電気事業法上の特定卸供給事業者の定義は満たさないが、複数の再生可能電力発電設備を束ねることで再生可能電力発電設備の発電変動を吸収し、安定した供給力として卸電力市場などへ電力の供給を行う者も挙げられる。このため、実務対応報告第47号では、このような役割を担う者を特定卸供給事業者に準ずる者として、特定卸供給事業者とまとめて「特定卸供給事業者等」と定義した上で、実務対応報告第47号を適用するにあたり、「発電事業者」を「特定卸供給事業者等」と読み替えるものとする定めを置くこととした。

また、実務対応報告第47号の開発時点の制度上、特定卸供給事業者等は電気事業法上の発電事業者から非化石価値を調達するほか、それ以外の発電者から非化石価値を調達することも想定されているため、再生可能電力発電設備で発電を行う者は電気事業法上の発電事業者に限らないこととしている（実務対応報告第47号BC14項からBC16項）。

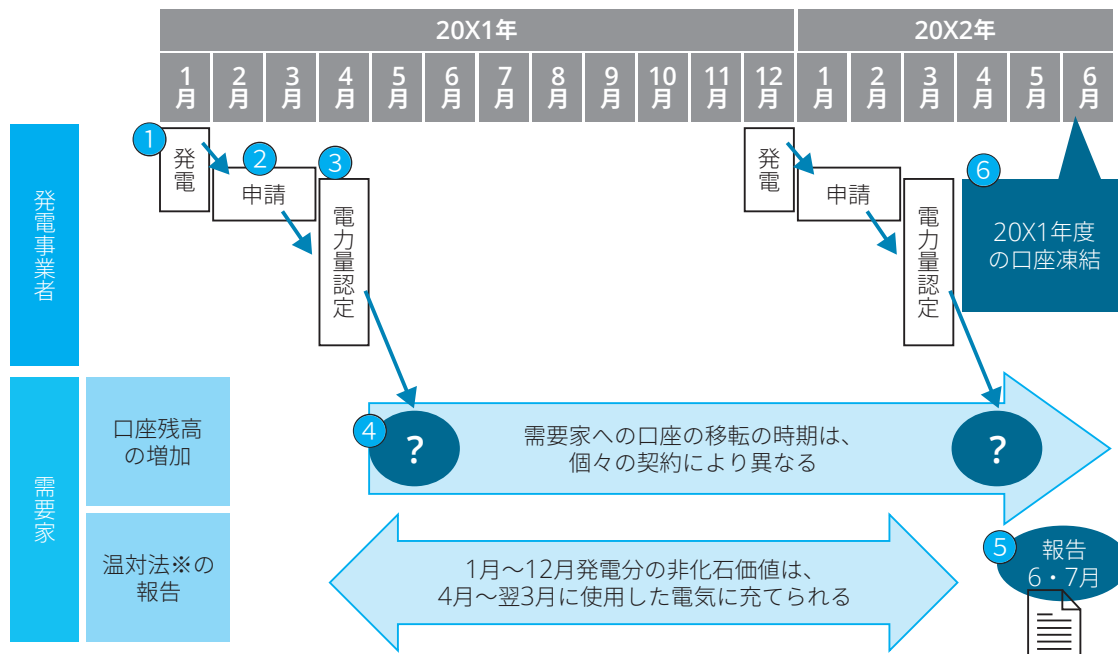
¹ 特定卸供給事業者とは、電気事業法第2条第1項第15号の4に規定する特定卸供給事業を営むことについて同法第27条の30第1項の規定による経済産業大臣への届出をした者をいう（実務対応報告第47号第5項(5)参照）。

<【参考】非化石価値取引の概要>

実務対応報告第47号の開発時点において、上述した
(1)範囲ー（適用する契約）ー①発電事業者と需要家の

相対の契約のiからiiiの特徴を有する契約に基づく非化石価値取引は、概ね以下から構成される（実務対応報告第47号BC23項）。

【図表3 非化石価値取引の概要】



※ 図表内の「温対法」は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）を指す。

- (ア) 契約の締結
- (イ) 発電事業者による発電（①）
- (ウ) 発電事業者による電力量の申請（②）
- (エ) 国による電力量の認定（③）
- (オ) 発電事業者の口座残高の増加
- (カ) 非化石価値の移転
- (キ) 需要家による対価の支払
- (ク) 需要家の口座残高の増加（④）
- (ケ) 非化石価値の使用（⑤）
- (コ) 口座の凍結（⑥）

【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇実務対応報告第47号『非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い』の概要」[図表3]

(2) 会計処理

① 非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務

需要家は、非化石価値を受け取る権利について、契約で指定された再生可能電力発電設備による発電が行わ

れ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点（遅くとも国による電力量の認定時点）において、費用処理を行うとともに、対価の支払義務に係る負債を計上する（実務対応報告第47号第6項及び第7項）。

非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理

(借) 費用 XXX (貸) 負債 XXX

(結論の背景)

実務対応報告第47号を適用する契約では、需要家が契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入することをあらかじめ約束しているため、発電により将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じていると考えられる。これを考慮すると、発電時点において需要家が非化石価値を受け取る権利及び対

価の支払義務の会計処理を行うことが考えられる（実務対応報告第47号BC25項）。

しかしながら、国による電力量の認定時点より前には非化石価値の量が確定していないことや、発電時点では発電事業者から需要家に発電量の通知が行われていない可能性があることから、発電時点において会計処理を行うことが実務的に困難な場合があることが想定されることから、発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において会計

処理を行うことを明確化した（実務対応報告第47号BC26項及びBC28項）。

一方、国による電力量の認定時点では、非化石価値の量が確定することとなり、契約内容や卸電力市場価格等に基づき価格についても情報を得ることができると考えられるため、遅くとも当該時点においては金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱うこととした（実務対応報告第47号BC28項）。

また、非化石価値及び非化石価値を受け取る権利は、会計上、資産を認識するという考え方があると考えられるが、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減を間接的にしか捉えることができず、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減をもたらすかどうかについて不確実性があると考えられることから、費用処理することとした（実務対応報告第47号BC34項）。

② 対価の差金決済を行う場合

対価の差金決済を行う場合において、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより、需要家が対価を受け取ることとなるときは、当該対価を費用から減額する（実務対応報告第47号第8項）。

（結論の背景）

対価の差金決済を行う場合において、契約上の固定価格と卸電力市場価格の差額に電力量を乗じて得た金額を対価として決定することが一般的であると考えられることを考慮すると、需要家が支払う対価がマイナスとなるのは、卸電力市場価格が当該契約上の固定価格を上回る場合であり、電力量がマイナスとなって需要家が発電事業者に対して非化石価値を引き渡す義務を負うことはない。このことを踏まえると、需要家は常に非化石価値を取得しており、その対価はプラスにもマイナスにもなり得るものと考えられる。このため、非化石価値を受け取る権利について費用処理することとしていることから、需要家が支払う対価がマイナスとなる場合には、マイナスの対価を費用から減額することとした（実務対応報告第47号BC37項及びBC38項）。

③ 子会社又は関連会社への非化石価値の融通

需要家がその子会社又は関連会社に融通する目的で非化石価値を購入する場合、需要家は、子会社又は関連会社へ融通する分も含めて費用処理を行った上で、需要家と子会社又は関連会社の取引について取引の経済実態を適切に表すように両者の合意内容に基づき会計処理を行う（実務対応報告第47号第9項、BC39項及びBC40項）。

（3）開示

実務対応報告第47号では、開示に関する定めは設け

られていない。

（結論の背景）

非化石価値を自己使用目的で取得するという実務対応報告第47号の範囲では、次の理由から、特段の開示を求めないこととした。

- ① 実務対応報告第47号を適用する契約では、自己使用目的の下、自社の電力の消費量の範囲で非化石価値を購入するものと想定される。実務対応報告第47号の開発時点で観察される契約における非化石価値の金額は、電力料金に比べて相対的に少額であり、財務諸表において、電力関連費用を区分して開示していない実務が多い中、非化石価値に関してのみ開示を求めた場合には、電力関連費用の一部のみが開示されることとなり、有用性は乏しいと考えられる。
- ② 自己使用目的で財又はサービスを購入する長期契約（例えば、商品や材料を購入する長期契約）については、実務対応報告第47号の開発時点の実務において特段の開示は求められていないと考えられる。
- ③ 実務対応報告第47号を適用する契約では、対価の差金決済を行う場合、卸電力市場価格が下落したときは、需要家の支払額が増加することとなるが、支払額は契約上の固定価格が上限となると考えられる。

ただし、実務対応報告第47号を適用する契約が財務諸表全体の観点から重要であり、利害関係者が企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる場合には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）等に基づき、追加情報として開示することとなると考えられる（実務対応報告第47号BC43項からBC45項）。

（4）適用時期等

① 適用時期

実務対応報告第47号は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている。ただし、公表日（2025年11月11日）以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる（実務対応報告第47号第10項）。

（結論の背景）

実務対応報告第47号の適用開始日より前に締結されている契約については、実務対応報告第47号の適用により会計処理の変更が生じる場合があると考えられる。したがって、一定の準備期間を確保するために、実務対応報告第47号については、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度

の期首から適用することとした。ただし、企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、早期に会計処理を明確化することが要望されており、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられることから、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができることとした（実務対応報告第47号BC46項）。

② 経過措置

適用初年度において、実務対応報告第47号を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、次の会計処理を行う（実務対応報告第47号第11項）。

- 需要家に生じた非化石価値を受け取る権利で、契約で指定された再生可能電力発電設備により適用初年度の期首までに発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できるものについては、当該非化石価値を受け取る権利の金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。
- この場合、当該期首時点で国による電力量の認定時点が到来しているものに係る金額は、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する金額に含めることとする。

（結論の背景）

実務対応報告第47号を遡及適用する場合、どの時点で金額を合理的に見積ることが可能となるかを判断することになるが、当該判断にあたり用いた情報が対象となる過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であった情報か、又はその後に判明した情報であるかどうかを判断することが困難な場合があることから、実務対応報告第47号の適用にあたっては、遡及適用を求めないこととし、適用初年度の期首時点で国による電力量の認定時点が到来しているものに係る金額は、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する金額に含めることとした（実務対応報告第47号BC47項及びBC48項）。

III 実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」

ASBJは、2026年2月27日に、実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第48号」という）を公表した。

1. 公表の経緯

2025年3月31日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）において、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）が改正され、防衛特別法人税は法人税に対する付加税として、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとされた（実務対応報告第48号BC2項）。

この点、ASBJは、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）等について、適用対象となる具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定するのではなく、適用対象となる税金に関する原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直すことにより、防衛特別法人税のような新たな税金の創設に対応することとし、基準開発を進めていた（実務対応報告第48号BC3項）。

この見直しの審議において、一定の周知期間又は準備時間を確保する観点から、改正後の法人税等会計基準等については、順調に最終化されたとしても、早くとも2027年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用になることが考えられ、防衛特別法人税が課される初年度の2026年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度において、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関して準拠すべき会計基準等が存在しないこととなると考えられた（実務対応報告第48号BC4項）。

このため、防衛特別法人税の取扱いについては、法人税等会計基準等の見直しに係る改正後の会計基準等とは別に、実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うこととし、ASBJは、実務対応報告第48号を公表した（実務対応報告第48号BC5項）。

なお、法人税等会計基準等については、2026年7月7日に、企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」（「2026年改正法人税等会計基準」という）等が公表された。2026年改正法人税等会計基準は、2028年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされ、公表日（2026年7月7日）以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができることとされた（2026年改正法人税等会計基準第20-7項）。2026年改正法人税等会計基準の適用により、実務対応報告第48号の適用は終了する（実務対応報告第48号第21-2項）。

2. 実務対応報告第48号の概要

（1）防衛特別法人税に関する会計処理及び開示

防衛特別法人税に関する会計処理及び表示については、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従う（実務対応報告第48号第7項及び第13項）。

(結論の背景)

防衛特別法人税は、法人税額から基礎控除額を控除した額を課税標準として課すこととされているため、法人税に対する付加税という点において、地方法人税と共通の性質を有していると考えられる（実務対応報告第48号BC7項）。

防衛特別法人税に関する表示については、防衛特別法人税が地方法人税と共通の性質を有していることを考慮し、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従うこととした（実務対応報告第48号BC12項）。

また、法定実効税率（税効果適用指針第4項(11)）については、地方法人税率と同様に防衛特別法人税率を考慮して算定する（実務対応報告第48号第9項）。

(結論の背景)

防衛特別法人税は、法人税に対する付加税として課されるものであることから、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金である法人税等に該当すると考えられるため、税効果会計の対象となる税金に含まれると考えられる。また、法定実効税率の定義並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率に関する定めについては、適用対象となる税金に関して具体的な税金を挙げて定めている（実務対応報告第48号BC8項）。

(2) 税効果会計に関する会計処理

防衛特別法人税について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、地方法人税と同様に扱うものとして、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という）第46項の定めに従う（実務対応報告第48号第8項）。

なお、ASBJが2025年2月に公表した補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」に記載されている防衛特別法人税率を考慮した法定実効税率の算式は、以下のとおりである（同補足文書第13項）^{2 3}。

法定実効税率＝	$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率(標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率(標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$
---------	--

(3) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示

① 防衛特別法人税に関する会計処理

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に関する会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第42号」という）の定めに従う（実務対応報告第48号第10項）。

個別財務諸表において、防衛特別法人税に係る通算税効果額は、当事業年度の所得に対する防衛特別法人税に準ずるものとして取り扱う（実務対応報告第48号第11項）。

また、防衛特別法人税に係る通算税効果額については、防衛特別法人税の額に相当する金額として、益金の額又は損金の額に算入されない金額であるため、個別財務諸表において、防衛特別法人税に係る通算税効果額は、当事業年度の所得に対する防衛特別法人税に準ずるものとして取り扱うこととした（実務対応報告第48号BC10項）。

② 税効果会計に関する会計処理

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に係る税効果会計に関する会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。

また、税効果会計に関する会計処理における防衛特別法人税に係る通算税効果額の取扱いについては、通算税効果額のうち地方法人税に係るものの取扱いと同様に実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号第12項）。

(結論の背景)

防衛特別法人税はグループ通算制度の対象となり、地方法人税と共通の性質を有していることを考慮し、グループ通算制度を適用する場合の会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従うこととした（実務対応報告第48号BC9項）。

2 防衛特別法人税の課税標準の計算において法人税額から基礎控除額として500万円を控除することとされているが、この算式においては考慮されていない。

3 ASBJが2026年7月に公表した補足文書「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて」第9項においても、同様の算式が示されている。

(結論の背景)

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に係る税効果会計に関する会計処理については、防衛特別法人税が地方法人税と共通の性質を有していることを考慮し、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従うこととした。

また、防衛特別法人税は地方法人税と共通の性質を有しており、防衛特別法人税に係る通算税効果額が損益通算や欠損金の通算等により生じるものであることは、通算税効果額のうち地方法人税に係るものと同様であるため、防衛特別法人税に係る通算税効果額の取扱いについては、通算税効果額のうち地方法人税に係るものの取扱いと同様に実務対応報告第42号の定めに従うこととした（実務対応報告第48号BC11項）。

(結論の背景)

防衛特別法人税は2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることから、実務対応報告第48号についても、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（実務対応報告第48号BC17項）。

IV 企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等

ASBJは、2025年10月16日に、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「期中会計基準」という）及び企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」という。また、以下、期中会計基準と合わせて「期中会計基準等」という）⁴を公表した。

③ グループ通算制度を適用する場合の表示及び注記事項

グループ通算制度を適用する場合の防衛特別法人税に関する表示及び注記事項については、基本的に地方法人税と同様に行うものとして、次のとおり実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号第14項から17項及びBC13項からBC16項）。

- 防衛特別法人税に関する表示及び注記については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。
- 個別財務諸表において、防衛特別法人税に係る通算税効果額に関する表示については、通算税効果額のうち地方法人税に係るものと同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。
- 連結財務諸表において、防衛特別法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示については、地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。
- 防衛特別法人税に係る税効果会計に関する注記については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。

1. 公表の経緯

金融商品取引法上の四半期報告書制度の廃止に伴い、2024年3月に、ASBJは、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という）及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「中間適用指針」という。また、以下、中間会計基準と合わせて「中間会計基準等」という）を公表した。この中間会計基準等の検討にあたり、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれたため、ASBJは、中間会計基準等の公開草案公表時に、今後の基準開発の方向性として中間会計基準等と企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。また、以下、四半期会計基準と合わせて「四半期会計基準等」という）を統合した会計基準等の開発を行うかについて意見を募集した。寄せられた意見を踏まえ、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という）第1条第1項第2号に規定する第一種中間連結財務諸表及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という）第1条第1項第2号に規定する第一種中間財務諸表（以下「第一種中間財務諸表等」という）と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下合わせて「四半期財務諸表」という）の両方に適用可能となるように、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した会

(4) 適用時期

実務対応報告第48号は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する（実務対応報告第48号第18項）。

⁴ このほか、企業会計基準第38号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正」（以下「中間作成基準等の一部改正」という）並びに関連する企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正が公表されている。

に適用する。期中会計基準等の適用対象となる期中財務諸表には、金融商品取引法に基づく半期報告書において開示される第一種中間財務諸表等が含まれる（期中会計基準第3項及びBC21項）。

2. 期中会計基準等の概要

期中会計基準等は、年度より短い期間の企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について報告するために期中財務諸表を作成する場合

上場会社(特定事業会社を除く)において、四半期及び中間会計期間に適用される会計基準等の推移						
四半期報告書制度	廃止前		第1四半期	四半期会計基準等	第3四半期	
		金商法	四半期会計基準等			
	廃止後	期中会計基準等	取引所規則			
			適用前	金商法		中間会計基準等
		適用後	取引所規則	四半期会計基準等		四半期会計基準等
			適用前	金商法		
適用後	取引所規則		期中会計基準等			

【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇企業会計基準第37号『期中財務諸表に関する会計基準』等の概要」
 [図表1] を参照

会計基準等を統合することを目的としているため、次のことを前提としている（期中会計基準BC13項）。

- このため、上場特定事業会社においては、金融商品取引法に基づく第二種中間財務諸表等に中間作成基準等及び中間作成基準等の一部改正を適用し、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表に期中会計基準等を適用することになる。

期中会計基準等は、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、中間会計基準等と四半期

6 金融庁は、2026年3月31日に、期中会計基準を連結財務諸表規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として指定している。また、日本取引所グループにおける「四半期財務諸表等の作成基準」（2026年4月1日以後に開始する事業年度又は連結会計年度の最初の四半期会計期間又は四半期連結会計期間から適用）においても、期中会計基準に準拠するものとしてされている。

(3) 期中会計基準等の開発にあたっての基本的な方針

① 中間会計基準等と四半期会計基準等の統合

期中会計基準等は、個別に検討を行ったもの（後述の②から④）を除き、基本的に中間会計基準等と四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継いでいる（期中会計基準BC17項）。本稿では、個別に検討を行ったものののみ、以下解説する。

（結論の背景）

金融商品取引法改正後の特定事業会社以外の上場会社においては、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期に係る財務情報の作成が求められている。この場合、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として第一種中間財務諸表等を作成したときと、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行ったときとで差異が生じる可能性があるが、同じ企業が作成する期中財務諸表であるにもかかわらず金融商品取引法と金融商品取引所の定める規則のいずれに基づくかにより会計処理に不整合が生じることは適切ではないと考えられる（期中会計基準BC15項）。

このため、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することが考えられる。この原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、中間適用指針において経過措置として定められた次の項目である（期中会計基準BC16項）。

- (1) 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法
- (2) 一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理

② 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法

期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れ及び期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法による。

ただし、期中適用指針の適用前に中間適用指針又は四半期適用指針に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に期中適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、減損処理後の帳簿価額又は簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計

期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する（期中適用指針第4項及び第7項）。

（結論の背景）

期中会計基準等では、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用している。当該原則は、洗替え法とは整合していると考えられるが、企業の報告の頻度によって会計処理の結果が異なることになると考えられるため中間切放し法及び四半期切放し法とは整合しないと考えられる。このため、期中適用指針では期中洗替え法を原則とした（期中適用指針BC13項）。

一方、従前から期中会計期間末に切放し法を適用していた企業においては、これまで会計方針の選択にあたり年度と同様の会計方針を採用していたものであり、前項の理由により期中洗替え法が原則となとしても、これまでの会計方針の選択の判断が必ずしも否定されるものではないと考えられる（期中適用指針BC14項）。

また、期中切放し法を認めないとした場合には、従前から切放し法を適用していた企業について、期中洗替え法への変更により追加的な負担が発生する可能性もあると考えられるが、コストの削減や開示の効率化という金融商品取引法の改正の趣旨を踏まえると、企業の追加的な負担が生じないように例外的な取扱いを認めることも必ずしも否定されるものではないとも考えられる（期中適用指針BC15項）。

③ 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理

期中会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、次のように算定することができる（期中適用指針第3項）。

- 一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。
- 期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり見直しを行った場合に、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

④ 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる期中会計期間末における未実現損益の消去にあたっては、期中会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算することができる。また、次のように計算することができる（期中適用指針第31項）。

- 前年度から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、前年度の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。
- 期中において損益率の見直しを行った場合には、当該見直しを行った後の期中会計期間末から取引状況に大きな変化がないと認められるときは、見直した損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。

⑤ 他の会計基準等についての修正

（他の会計基準等についての修正の方針）

従来、中間会計基準等及び四半期会計基準等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という）の一部において、四半期財務諸表又は第二種中間財務諸表等の取扱いが定められていた。会計基準の改正等に伴う他の会計基準等の改正又は修正については、用語の置き換え等により対応することが一般的であるが、期中会計基準等の開発にあたり個別のテーマに関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において定めている四半期財務諸表の取扱いを期中会計基準等に取り込むこととした（期中会計基準BC19項）。

【図表5 他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の修正の方針】

従来		修正後	
A会計基準	年度の取扱い	A会計基準	年度の取扱い
	中間財務諸表の取扱い	B会計基準	年度の取扱い
	四半期財務諸表の取扱い	C適用指針	年度の取扱い
B会計基準	年度の取扱い	期中会計基準等	期中財務諸表の取扱い
	中間財務諸表の取扱い		第二種中間財務諸表等の取扱い
C適用指針	年度の取扱い	中間作成基準等	第二種中間財務諸表等の取扱い
	四半期財務諸表の取扱い		

【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇企業会計基準第37号『期中財務諸表に関する会計基準』等の概要」
[図表5] を参照

一方、実務対応報告は「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」⁷とされており、移管指針は「日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針及びQ&Aを形式以外の変更を行わずに委員会に移管したもの（移管後、改正又は修正を行ったものを含む）」⁷とさ

れているため、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、期中会計基準等及び中間作成基準等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行うこととした（期中会計基準等の「公表にあたって」参照）。

【図表6 会計基準等の種類と他の会計基準等についての修正の方法】

四半期又は中間の取扱いを定めた現行の会計基準等の種類	他の会計基準等についての修正の方法
企業会計基準 企業会計基準適用指針	期中会計基準等又は中間作成基準等に取り込む
実務対応報告 移管指針	用語の置き換え等

（他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が定める四半期の取扱いの期中会計基準等への取り込み）

上述の方針に従い、他の企業会計基準及び企業会計基

準適用指針において定めている四半期財務諸表の取扱いを期中会計基準等に取り込むにあたっては、次のとおりとすることとした（期中会計基準BC19項）。

⁷ 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第11条参照。

- 会計処理については、期中特有の会計処理及び簡便的な会計処理を除き、年度と同様の会計処理を行うこととなるため、四半期固有の取扱いを定めたもののみを期中会計基準等へ引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継がない。
- 注記事項については、期中会計基準等において開示が求められていない注記事項は原則として期中財務諸表において開示を要しないと考えられる旨を注記事項に関する基本的な考え方として示し、当該考え方に従って開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がない。

(他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が定める中間の取扱いの期中会計基準等への取り込み)

他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において第二種中間財務諸表等の取扱いを定めていたもののうち四半期財務諸表及び第一種中間財務諸表等の取扱いを定めていない取扱いについては、次のとおり期中財務諸表における取扱いを明らかにし、期中適用指針に取り込むこととした（期中会計基準BC20項）。

➤ 役員賞与の会計処理

期中財務諸表における役員賞与の会計処理は、財務諸表における会計処理に準じて処理する。ただし、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため期首からの累計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、期中財務諸表においては、費用処理しないことができる（期中適用指針第15項）。

➤ 自己株式の処分及び消却

自己株式の処分及び消却の会計処理の結果、期中決算において、その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱いについては、その後の期中決算において、洗替処理を行う（期中適用指針第68項）。

(4) 適用時期等

① 適用時期

期中会計基準等は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する（期中会計基準第34項及び期中適用指針第72項）。早期適用の定めはない。

(結論の背景)

期中会計基準等は、できるだけ速やかに適用可能とするところへのニーズがあると考えられる。また、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合しているため、個別に検討を行った取扱いを除き、基本的に中間会計基準等と四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継いでおり、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられる。

ただし、個別に検討を行った取扱いのうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされたことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が期中適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられる。しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として期中適用指針の適用前から中間適用指針及び四半期適用指針に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。

以上を踏まえ、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした（期中会計基準BC45項からBC46項）。

② 経過措置

期中会計基準等の適用初年度において、期中会計基準等の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する（期中会計基準第35項及び期中適用指針第73項）。

(結論の背景)

期中適用指針の適用に伴い、有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法を切放し法から期中洗替え法に変更する場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用するときは、過去の期中会計期間に行った切放し法による計算を期中洗替え法により再計算することとなる。過去の期中会計期間について有価証券の銘柄ごと、又は棚卸資産の品目ごとに再計算することの実務負担を考慮し、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合、期中適用指針の適用初年度においては、遡及適用をせず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした（期中適用指針BC32項）。

3. 補足文書「実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い」の概要

補足文書「実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い」（以下「補足文書」という）⁸は、実務において参考となるように、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供している。

期中会計基準等では、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、期中会計基準等又は中間作成基準等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行うこととした。この点、審議の過程において、「期中会計基準等をみれば期中の会計処理や注記が分かるように、実務対応報告や移管指針で定められている期中の取扱いについても期中会計基準等に取り込むか言及すると、より使いやすい基準等になると考える」との意見が聞かれた。

検討の結果、実務において参考となる情報を提供することを目的として、補足文書を公表し、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供することとした。

V 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等（譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化）

ASBJは、2026年6月2日に、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化に関して、改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「改正金融商品会計基準」という）、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「2026年改正金融商品実務指針」という。また、以下、改正金融商品会計基準と合わせて「改正金融商品会計基準等」という）及び改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「改正連結会計基準」という）を公表した。

1. 公表の経緯

2026年改正前の金融商品会計基準では、金融資産の

譲渡において、その譲受人が金融商品会計基準（注4）の要件を満たす特別目的会社である場合、当該特別目的会社が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして金融商品会計基準第9項(2)「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること」の金融資産の消滅の認識要件を適用するとされていた。

この点に関して、特別目的会社に対して貸付けが行われる事例があることを踏まえて、「証券」の範囲を明確化するよう要望が聞かれた（改正金融商品会計基準第58-2項）。この要望を受けて、ASBJにおいて検討が行われ、改正金融商品会計基準等及び改正連結会計基準が公表されるに至った。

2. 改正金融商品会計基準等の概要

（1）金融資産の消滅の認識要件

金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならないとされている（金融商品会計基準第8項）。これらのうち3つ目の金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したときという点に関して、金融商品会計基準第9項では、(1)「譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること」、(2)「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること」及び(3)「譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと」の要件がすべて満たされた場合に、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するとされている。そして、金融商品会計基準第9項(2)に関連し、改正前の金融商品会計基準（注4）では、金融資産の譲受人が一定の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用することとされていた。

この点、改正金融商品会計基準（注4）では、特別目的会社が発行する証券の保有者を特別目的会社に対する投資者とした上で、特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に扱うことを示すこととされた（変更部分に下線を付している）。

⁸ 補足文書は、実務において参考となる情報を提供することを目的としており、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

改正後の金融商品会計基準（注4）	改正前の金融商品会計基準（注4）
（注4） 譲受人が特別目的会社の場合について 金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社に対する投資者又は融資者（以下「特別目的会社に対する投資者等」という。）を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用する。 (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社に対する投資者等に享受させることを目的として設立されていること (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること	（注4） 譲受人が特別目的会社の場合について 金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用する。 (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

（結論の背景）

テーマ提案者からは「証券」の範囲について明確化するように提案されたものの、本質的には、特別目的会社が発行する証券の保有者だけでなく、特別目的会社に対する融資者も譲渡された金融資産から生じる収益を享受している場合、譲渡人が譲渡した金融資産の消滅の認識をどのように評価するかが課題であると考えられる。

ここで金融商品会計基準第9項(2)の要件の趣旨を確認すると、当該要件は、投下したキャッシュ・フローの対価として譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを譲受人が実質的に受け取ることができるかどうかにより評価することを求めるものであると考えられる。また、2026年改正前の金融商品会計基準（注4）の趣旨は、譲受人が一定の要件を満たした特別目的会社の場合には、金融資産を直接的に譲り受けた特別目的会社ではなく、特別目的会社が発行する証券の保有者の観点から、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかの評価を求めるものであったと考えられる。

これらの趣旨を踏まえると、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかという観点からの評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられる。このため、改正金融商品会計基準において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すこととした（改正金融商品会計基準第58-3項）。

また、特別目的会社を用いた証券化において、譲渡人が、譲渡金融資産の全部又は一部について特別目的会社に対する投資者又は融資者（以下「特別目的会社に対する投資者等」という）になる場合、改正金融商品会計基準（注4）により特別目的会社に対する投資者等が譲受人とみなされる。この場合、譲渡人が譲受人となること

から当該部分の譲渡はなかったものとされる。したがって、当該譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わないこととされた（2026年改正金融商品実務指針第40項）。

（結論の背景）

金融商品実務指針第40項の趣旨を確認すると、同項は、譲渡人が、譲渡金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることになる部分については、譲渡はなかったものとするものであると考えられる。ここで、金融商品会計基準（注4）において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うとすると、金融商品実務指針第40項においても、特別目的会社に対して貸付けを行う融資者を特別目的会社が発行する証券を保有する投資者と同様に取り扱うことが同項の趣旨に沿うと考えられる（2026年改正金融商品実務指針第254-2項）。

（2）適用時期等

① 適用時期

改正金融商品会計基準は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用する（改正金融商品会計基準第41項(7)）。ただし、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から改正金融商品会計基準を適用することができる（改正金融商品会計基準第41項(8)）。

（結論の背景）

特別目的会社を譲受人とする金融資産の譲渡を行う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられ、2026年の金融商品会計基準の改正は、検討を進めている金融資産の譲渡の会計処理に影響を与える可能性があり、一定の準備期間が必要と考えられる。このため、改正金融商品会計基準は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施

される金融資産の譲渡から適用することとした。

また、早期適用については、できる限り速やかに適用可能とすることに対するニーズが存在することを考慮して、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から改正金融商品会計基準を適用できることとした（改正金融商品会計基準第120-3項）。

う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられるため、スキーム実行時に想定していなかった会計処理となるように遡って見直すことは、原則として求めるべきでないと考えられる。このため、改正金融商品会計基準の適用前に実施された金融資産の譲渡について、会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととした（改正金融商品会計基準第120-4項）。

② 経過措置

改正金融商品会計基準の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。ただし、改正金融商品会計基準の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、改正金融商品会計基準の適用後においても継続し、改正金融商品会計基準の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わない（改正金融商品会計基準第44-3項）。

（結論の背景）

特別目的会社を譲受人とする金融資産の譲渡を行

3. 改正連結会計基準の概要

（1）一定の特別目的会社が、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する取扱い

改正連結会計基準第7-2項において、特別目的会社が発行する証券の所有者に「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号）第2条第12項に規定する特定借入に係る債権者を含む旨が追加された（変更部分に下線を付している）。

改正後の連結会計基準第7-2項	改正前の連結会計基準第7-2項
前項にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）（以下「資産流動化法」という。）第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入に係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。	前項にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。

（結論の背景）

特別目的会社について、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当するかどうかの評価においても、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられる。

ここで、連結会計基準第7-2項では、資産流動化法第2条第3項に関連付けて、特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当するかどうかに関する定めを設けているため、資産流動化法及び関連する他の法令で用いられている表現と整合させることが実務の安定につながると考えられる。このため、改正連結会計基準第7-2項において、特別目的会社が発行する証券の所有者に資産流動化法第2条第12

項に規定する特定借入に係る債権者を含む旨を追加することとした（改正連結会計基準第49-8項）。

（2）適用時期

改正連結会計基準については、2027年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用する（改正連結会計基準第44-7項(1)）。これにかかわらず、2026年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用できる（改正連結会計基準第44-7項(2)）。

（結論の背景）

改正連結会計基準は、2026年の金融商品会計基準の改正を踏まえて審議したものであるため、改正金融商品会計基準の適用時期と整合的に、2027年

4月1日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用することとしつつ、2026年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用できることとした（改正連結会計基準第78-6項）。

以 上

「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」におけるサステナビリティ情報の開示・保証に関する改正点の概要

公認会計士 さやなぎ ゆき 佐柳 有紀

はじめに

第221回国会において金融庁が提出した「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正金商法」）が、2026年7月15日開催の参議院本会議にて可決・成立した。本法律には、「暗号資産」、「サステナビリティ情報の開示・保証」、「スタートアップへの資金供給」、「不正取引規制」等に関する制度を整備するための事項が含まれており、本稿ではこのうち、「サステナビリティ情報の開示・保証」に関する改正点を解説する。

1. 改正の背景と目的

気候変動や人的資本等に係る企業のサステナビリティ情報は、投資家の中長期的な企業価値評価の観点から重要であり、国際的には2023年6月にIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）が開発され、日本でも2025年3月にサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）が開発された。他方、日本では2023年3月期より上場企業等

にサステナビリティ情報の開示を義務付けているものの、具体的な開示基準に基づく開示ではなく比較可能性に課題があること、また第三者保証が義務付けられておらず、信頼性確保及び投資者保護の観点から対応が必要であった。

2. 改正の概要

本改正の概要は、以下のとおりである。

これまでの金融庁の各審議会・ワーキンググループにて検討されてきた方向性に沿うものである一方で、詳細については政令や内閣府令で定められるため、引き続き動向に注視が必要である。

- (1) 用語の定義
- (2) 「特定非財務情報」の作成基準・監査証明の義務化
- (3) 金融商品取引法上の民事責任を負わないセーフハーバー・ルールの明確化
- (4) 「特定非財務情報監査証明業者」に対し、登録制・業規制を導入
- (5) 施行日

(1) 用語の定義

改正金商法で定義されている用語は以下のとおりである。

用語	定義	改正金商法条文
記載対象書類	改正金商法第5条第1項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、改正金商法第24条第1項の規定による有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）その他内閣府令で定める書類	第26条の4第2項第1号
特定非財務情報	気候変動その他の事業活動上の課題であって将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する事項として内閣府令で定めるものに関する情報	第26条の4第2項第2号
特定提出者	金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）の発行者である会社のうち、政令で定めるもの	第26条の5第1項
特定発行者	金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）の発行者である会社その他の者で政令で定めるもの	第26条の3
特定非財務情報監査証明	記載対象書類に記載する特定非財務情報について、内閣府令で定める基準及び手続により行う監査証明	第2条第46項
特定非財務情報監査証明業	特定非財務情報監査証明を業として行うこと	第2条第47項
特定非財務情報監査証明業者	内閣総理大臣の登録を受けた特定非財務情報監査証明業を行う法人	第2条第48項

(2) 「特定非財務情報」の作成基準・監査証明の義務化

改正金商法では、一定の上場会社が特定非財務情報の開示を行う場合には、一般に公正妥当であると認められる作成基準に基づいて開示することを義務付けるとともに、当該上場会社に対し、当該情報に係る監査証明を受けることを義務付けた。

① 特定非財務情報の作成基準（改正金商法第26条の4第1項）

特定提出者その他政令で定める者が提出する記載対象書類に記載する特定非財務情報については、一般に公正妥当であると認められる作成基準として内閣府令で定めるものに従って作成しなければならない

② 特定非財務情報監査証明業者による監査証明（改正金商法第26条の5）

- ・ 特定提出者が提出する記載対象書類に記載する特定非財務情報については、その者と特別の利害関係のない特定非財務情報監査証明業者の監査証明を受けなければならない（改正金商法第26条の5第1項）
- ・ 監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によって行わなければならない（改正金商法第26条の5第3項）
- ・ 特定発行者であって特定提出者でない会社が提出する記載対象書類に記載する特定非財務情報については、第一項の監査証明を任意に受けることができる（改正金商法第26条の5第6項）

(3) 金融商品取引法上の民事責任を負わないセーフハーバー・ルールの明確化

虚偽記載に対する金融商品取引法上の現行の責任規定には、刑事責任、行政責任、民事責任の3つがあるが、改正金商法では、企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任を負わないこと（セーフハーバー・ルール）が規定された。

虚偽記載等に対する賠償責任（改正金商法第17条、18条、21条、21条の2、22条）

将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、その記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、そのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない

(4) 「特定非財務情報監査証明業者」に対し、登録制・業規制を導入

記載対象書類に記載する特定非財務情報に対する監査証明を行う特定非財務情報監査証明業者は、内閣総理大臣の登録を受ける。改正金商法において、第三節「特定非財務情報監査証明業者等」が新設され、特定非財務情報監査証明業者等について各種定めがおかれている。

改正金商法 第三節 特定非財務情報監査証明業者等（改正金商法第26条の6～40）

款	項目、内容
第一款	（総則） 登録申請書の記載事項及び添付書類、登録拒否要件その他の登録手続に関する規定等
第二款	（業務） 秘密保持義務、業務管理体制の整備義務、業務執行担当者の交代制等の業務の制限に関する規定等
第三款	（経理） 業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定等
第四款	（監督） 監督上の処分、報告徴取及び検査その他の監督に関する規定等
第五款	（認定特定非財務情報監査証明業協会）
第六款	（雑則）

（5）施行日

本改正は2027年4月1日から施行される。（附則第1条第4項、第3条）

以 上

スタートアップ・成長企業への資金供給促進に関する金融商品取引法改正の概要

なかお ありさ
公認会計士 中尾 有沙

1. はじめに

近年、スタートアップや成長企業では、研究開発、事業拡大、人材確保などを背景に資金調達ニーズが一段と高まっている。こうしたニーズに応えるためには、非上場株式の発行・流通を活性化し、資金供給の裾野を広げることが重要である。この点、投資者保護を確保しつつ、成長段階にあるスタートアップや成長企業に過度な情報開示負担を課さない制度設計が必要とされていた。この課題について、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて審議が重ねられ、令和7年12月26日に結果が報告書¹として公表された。そして、この報告書の内容を踏まえた「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」²が令和8年4月に国会へ提出され、同年7月15日に成立し、同年7月23日に法律第64号として公布³されている。本稿では、今回改正された金融商品取引法（以下「改正金商法」という）のうち、「スタートアップ・成長企業への資金供給の促進」に関連する法改正に焦点を当て解説する。

2. スタートアップ・成長企業への資金供給の促進に向けた改正概要

(1) 「有価証券届出書」の提出免除基準の見直し

50名以上の者に対して行う新規発行有価証券の取得勧誘は「募集」に該当し、改正前金商法では、発行価額の総額が1億円以上となる場合は「有価証券届出書」を内閣総理大臣に提出する必要があった（発行価額の総額が1億円未満となる募集は「有価証券届出書」の提出は免除）⁴。

今回の改正により「有価証券届出書」の提出免除基準

は1億円から5億円に引き上げられた（改正金商法第4条第1項）。これにより、5億円未満の募集については「有価証券届出書」の提出が免除されることとなり、資金調達を行おうとする企業にとって、開示負担の軽減が図られるとともに、今後の成長資金の供給促進が期待される。

なお、発行価額の総額が1億円以上5億円未満の募集については、「有価証券通知書」の提出が必要となる（改正金商法第4条第6項）。従前は、1億円以上5億円未満の募集についても「有価証券届出書」が提出されていたことにより、投資者保護が図られていた。しかし、改正後は「有価証券通知書」の提出で足りることとなるため、投資者保護の在り方が課題とされていた。この点については、今後提出される「有価証券通知書」は原則として公衆縦覧の対象となる（改正金商法第25条の2）などの改正により、投資者保護への配慮がなされている。

(2) 少額募集制度の見直し

少額募集制度は、「有価証券届出書」について、連結財務諸表の記載が不要とされるなど、原則的な「有価証券届出書」（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式）よりも簡易な様式（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の五様式）により提出することができる制度である。改正前は、発行価額の総額が1億円以上5億円未満の募集について少額募集制度の適用対象とされていたが、改正後は、5億円以上10億円未満の募集がその対象となった（改正金商法第5条第2項）。これにより、5億円以上10億円未満の募集については、開示負担の軽減された簡易な様式による「有価証券届出書」を用いて資金調達を行うことが可能となり、成長資金の供給促進が期待される。なお、10億円以上の募集については、従前どおり、原則的な様式による「有価証券届出書」の提出が必要となる。

1 金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（2025年12月26日）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251226.html

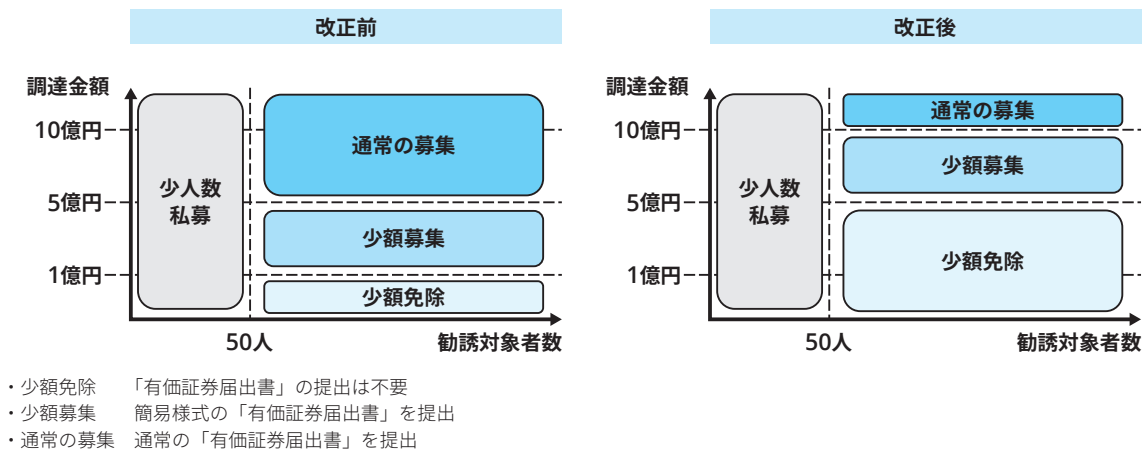
2 金融庁第221回国会提出法案「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」（令和8年4月10日提出）
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/index.html>

3 官報 令和8年7月23日（号外第163号）

<https://www.kanpo.go.jp/20260723/20260723g00163/20260723g001630000f.html>

4 改正前金融商品取引法第2条第3項及び第4条第1項第5号

図1 「有価証券届出書」の提出免除基準⁵



(3) 特定投資家私募制度の見直し

特定投資家私募制度は、投資家の属性に応じて行為規制の柔軟化を図ることを目的とする制度である。特定投資家⁶は、高度な知識・経験・財産を有し、自ら適切な投資判断を行うことができるプロ投資家であり、企業が特定投資家のみを相手方として勧誘を行う場合には、簡易な情報提供又は公表を条件として、一般投資家向けの開示規制及び行為規制の一部を緩和することができるため、迅速かつ低コストな資金調達が可能となる。

一方、特定投資家の範囲が限定的であったことから、特定投資家私募による資金調達の事例は限られていた。そこで今回の改正では、特定投資家の要件を満たし、高

い情報分析能力を有しながらも、行為規制上の保護を受けることを希望して特定投資家への移行手続を行っていない者（潜在的特定投資家）についても、特定投資家私募の勧誘対象に追加することとされた（改正金商法第2条第3項等）。

もっとも、潜在的特定投資家は、行為規制上は一般投資家として扱われるため、仲介する証券会社には適合性原則や説明義務等が引き続き適用される。これにより、投資者保護を確保しつつ、プロ投資家層の裾野を拡大し、スタートアップ・成長企業への資金供給の促進が期待されている。

図2 特定投資家私募の相手方の範囲と行為規制の適用範囲⁷

	改正前	改正後
特定投資家私募（開示規制）の相手方の範囲	特定投資家	特定投資家＋潜在的特定投資家
適合性原則、説明義務等（行為規制）が適用されない者の範囲	特定投資家	特定投資家

*潜在的特定投資家は、行為規制上は一般投資家として扱う

(4) 株式報酬に係る開示規制の見直し

上場・非上場を問わず、企業が自社及び子会社の役員・使用人に対して一定の株式報酬として株券又は新株予約権証券を交付する場合の勧誘行為については、「募集」に該当せず、「有価証券届出書」の提出は不要となった（改正金商法第2条第3項等）。これは、企業の開示負担に配慮した改正であり、役員・使用人が株券等を保有することを通じて、企業の中長期的な企業価値の向上が期待される。

3. 適用時期⁸

本稿で取り上げたスタートアップ・成長企業への資金供給促進に関する改正事項は、2027年4月1日に施行される。

以 上

5 金融庁「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案説明資料」2026年4月、10頁を基に一部加工 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/02/03.pdf>

6 特定投資家として取り扱われる者の範囲は、適格機関投資家、国、日本銀行等が含まれる。
金融庁ウェブサイト特定投資家に関する情報「特定投資家制度の概要」
<https://www.fsa.go.jp/common/law/tokutei/index.html>

7 金融庁「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案説明資料」2026年4月、11頁を基に一部加工 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/02/03.pdf>

8 官報（令和8年7月23日号外第163号）掲載の「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和8年法律第64号）附則による。なお、本稿は令和8年8月時点の法令等に基づき作成している。

コーポレートガバナンス・コード改訂の概要と成長投資ガイダンス

Deloitte Tohmatsu Institute フェロー 高田 真紀

1. はじめに

金融庁および東京証券取引所は2026年7月21日、コーポレートガバナンス・コードの2026年改訂版を公表した。同日、経済産業省からは「成長投資ガイダンス」が公表された。本稿では、2026年のコーポレートガバナンス・コード改訂の背景と主要な変更点を整理するとともに、同日に公表された成長投資ガイダンスとの

関係について解説する。

2. コーポレートガバナンス・コード改訂に至った背景と目的

日本のコーポレートガバナンス改革は、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」を出発点として、成長戦略の一環として進められてきた。

図表1 コーポレートガバナンス・コード改訂までの変遷

年	主な動き	主な内容
2015年	コーポレートガバナンス・コード策定	✓ コンプライ・オア・エクスプレインの原則 ✓ 攻めのガバナンス ✓ プリンシプルベース・アプローチを採用
2018年	コーポレートガバナンス・コード改訂(1回目)	✓ 資本コストを意識した経営 ✓ 政策保有株式の縮減 ✓ CEOの選解任等を強化
2021年	コーポレートガバナンス・コード改訂(2回目)	✓ 取締役会の機能発揮 ✓ サステナビリティ開示を強化 ✓ プライム市場上場会社を対象とする諸原則を追加
2026年	コーポレートガバナンス・コード改訂(今回)	✓ プリンシプル化・解釈指針の新設 ✓ 成長投資・経営資源配分を強調 ✓ 取締役会機能を強化

(出所：筆者作成)

2015年のコーポレートガバナンス・コード適用開始以降、2度の改訂を経て、独立社外取締役の選任拡大や政策保有株式の縮減、資本コストを意識した経営の浸透など、日本企業のガバナンス改革は着実に進展してきた。

一方で、改訂を重ねる中でコードに盛り込まれる事項も増え、各原則への対応状況を確認するチェックリストのような運用となり、本来の趣旨よりも形式的な対応が優先されているのではないかと指摘もみられるようになった。こうした状況を踏まえ、今回の改訂では、コー

ド策定時からの基本的な考え方であるプリンシプルベース・アプローチの趣旨に改めて立ち返し、企業が形式的な対応ではなく、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取組みに注力できるよう後押しすることが重視されている。

さらに、今回の改訂では、企業の成長に向けた経営資源の配分も重要なテーマとなっている。図表2に示すとおり、日本企業の業績や利益水準には改善がみられる一方、それが必ずしも十分な成長投資の拡大にはつながっていないことが課題として指摘されている。

図表2 企業利益は拡大する一方、成長投資への資金配分は限定的

好調な企業業績			伸び悩む成長投資			増加する株主還元		
	2013年度	2024年度		2016年度	2023年度		2013年度	2024年度
株価	1万6,291円	3万9,894円	設備投資/ 売上高	5.4%	5.1%	純利益	28兆円	61兆円
経常利益	73兆円	131兆円	研究開発/ 売上高	2.1%	2.2%	配当	8兆円	25兆円
現預金	55兆円	118兆円	賃金	2013年 414万円	2023年 460万円	自社株 買い	3兆円	17兆円

出所：経済産業省「成長投資ガイダンスデータ集（抜粋版）」（2026年7月21日）を基に筆者作成
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/value_creation/pdf/20260721_guidance_03.pdf

こうした状況を踏まえ、今回の改訂では、形式的なガバナンス体制の整備からさらに一歩進み、企業が自ら「成長の道筋」を描き、その実現に向けて経営資源を適切に配分するとともに、その考え方を投資家との対話を通じて説明していくことが一層重視されている。

3. 改訂コーポレートガバナンス・コードの概要

(1) プリンシプル化と「解釈指針」の新設

今回の改訂では、企業が持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取組みに注力できるよう、

「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる原則の内容を概念的かつ抽象的なものに絞り込まれている。

その一方で、各原則への対応を支援するため、具体的な内容や原則の趣旨を記載する「解釈指針」が新設された。従来の補充原則のうち、引き続きコンプライ・オア・エクスプレインの対象とする必要があるものは原則に格上げし、原則を補助する位置付けが適切なものは解釈指針に移し、実務への浸透やルール化などにより必要性が低下したものは削除するという整理が行われている。

図表3 コーポレートガバナンス・コードのプリンシプル化・スリム化

2021年版		2026年版
基本原則(5個)		基本原則(4個)
原則(31個)		原則(26個)
補充原則(47個)		解釈指針(新設)
コンプライ・オア・エクスプレインの対象		
コンプライ・オア・エクスプレインの対象外		

出所：金融庁「第2回コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議（令和7年度）」（2026年2月26日）を基に筆者作成
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260226/01.pdf

このため、解釈指針に記載された事項はコンプライ・オア・エクスプレインの直接の対象とはならない。ただし、これは解釈指針に移された事項の重要性が低下したことを意味するものではない。企業には、解釈指針を参考にしつつ、それぞれの置かれた状況に応じて原則の趣旨を実現することが期待されている。

(2) 経営資源の配分

今回の改訂の中でも、企業経営との関係で特に重要なものが「経営資源の配分」である。

取締役会の役割・責務として、会社の目指すところに向けた「成長の道筋」を構築すべきことが原則に追加された。さらに、その道筋を実現するため、設備、研究開発、人的資本、知的財産等の無形資産への投資などの成

長投資や、事業ポートフォリオの見直しについて、経営資源をどのように配分し、具体的に何を実行するのかを説明することが強調されている。

また、現預金等の金融資産や実物資産についても、成長投資等への有効活用が解釈指針に例示されるとともに、適切な経営資源配分が実現されるよう不断に検証することが求められている。

(3) 取締役会の機能強化

取締役会については、経営の監督を行うことを含む独立社外取締役の役割・責務を明確にするとともに、その質・数、独立性を確保する重要性が強調された。

さらに、取締役会の審議を活性化する観点から、議長や独立社外取締役を含む取締役を支援する事務局、いわゆるコーポレートセクレタリー等の機能強化も解釈指針に盛り込まれた。リスク管理についても取締役会の責任が強調され、サイバーセキュリティリスクに加え、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶や、技術等の情報流出リスクへの対応が解釈指針に例示されている。

(4) 有価証券報告書の定時株主総会前開示

今回の改訂では、有価証券報告書を株主総会前に提出することが、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として原則に追加された。解釈指針では、総会開催日の3週間以上前に提出することが最も望ましいとされており、そのために株主総会の開催時期を後ろ倒しすることも含めて検討することが考えられるとしている。

(5) ステークホルダーとの適切な協働

株主以外のステークホルダーとの関係については、人的資本への投資や適切な分配、取引先との公正・適正な取引が、適切な協働の例として解釈指針に追加された。企業価値向上を株主との関係だけで捉えるのではなく、従業員や取引先を含む幅広いステークホルダーとの関係の中で持続的な成長を実現するという考え方が、より具体化されたものといえる。

4. 成長投資ガイダンスの位置づけ

今回のコーポレートガバナンス・コード改訂では、取締役会が会社の目指すところに向けた「成長の道筋」を構築し、その実現に向けて、成長投資や事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の配分について検討することが重視された。こうした考え方を企業経営や投資家との対話にどのように落とし込むかを示したものが、コーポレートガバナンス・コードと同日に経済産業省から公表された「成長投資ガイダンス」である。

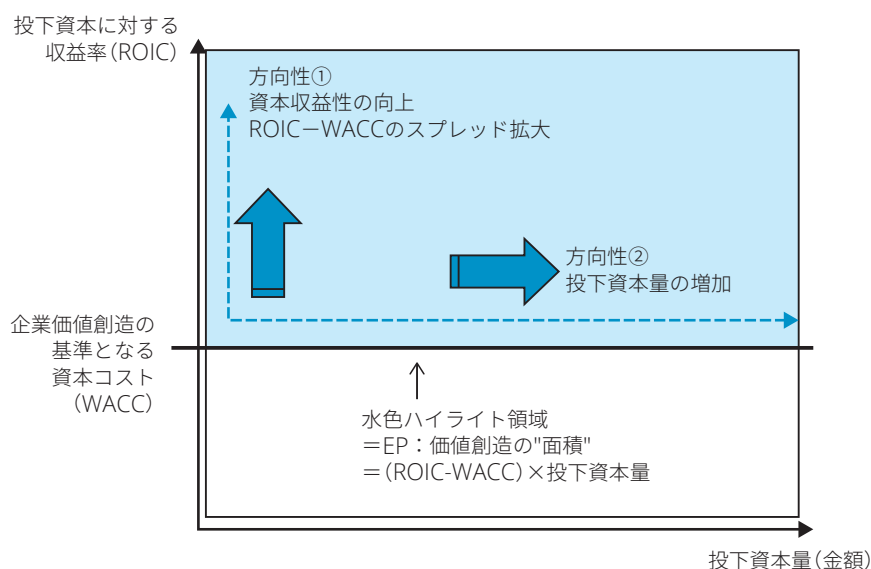
同ガイダンスでは、企業価値向上に向けた成長投資を考えるうえで、「EP（Economic Profit：価値創造）」と「4象限フレームワーク」という二つの考え方が示されている。

(1) EP—資本効率だけでなく「価値創造の総額」を考える

EP（Economic Profit：価値創造）とは、企業が投下した資本に対して、資本コストを上回る利益をどれだけ生み出したかを示す考え方であり、概念的には次のように表すことができる。

$$EP = \text{投下資本} \times (\text{ROIC} - \text{WACC})$$

図表4 EP拡大に向けた二つの方向性



出所：経済産業省「成長投資ガイダンスエグゼクティブサマリー」（2026年7月21日）を基に筆者作成
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/value_creation/pdf/20260721_guidance_02.pdf

ROICがWACCを上回ればEPはプラスとなり、投下した資本が資本コストを上回るリターンを生み出している状態と捉えることができる。

ここで重要なのは、ROICを高めることのみがゴールではないという点である。例えば、不採算事業から撤退したり投資を抑制したりすれば、ROICを改善できる場合がある。しかし、投下資本そのものを縮小し続けられ、企業が創出する価値の総額が必ずしも拡大するとは限らない。

EPを拡大するためには、図表4に示すように、大きく二つの方向性が考えられる。一つは、ROICを高める、あるいは資本コストを低減することによって、ROICとWACCの差（スプレッド）を拡大することである。も

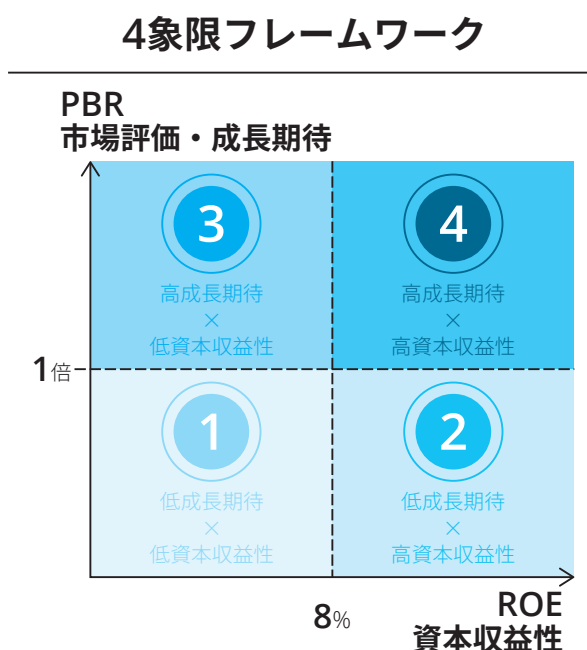
う一つは、ROICがWACCを上回る領域に対する投下資本量を増加させることである。

すなわち、単に資本効率を高めるだけでなく、資本コストを上回るリターンが期待できる事業や成長領域に積極的に資本を投下することで、企業全体として生み出すEPを拡大していくことが重要となる。

(2) 4象限フレームワーク—自社の現在地と課題を捉える

成長投資ガイダンスでは、PBRとROEを用いて企業の現在地を整理する「4象限フレームワーク」も示されている。

図表5 PBR・ROEによる4象限フレームワーク



出所：経済産業省「成長投資ガイダンス」

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/value_creation/pdf/20260721_guidance_01.pdf

PBRは、企業が保有する純資産に対して市場からどの程度の評価を得ているかを示す指標である。一方で、ROEは株主資本に対してどの程度の利益を生み出しているかを示す。

両者を組み合わせることによって、自社が「収益性」と「市場からの成長期待」の双方の観点からどのような状況にあるのかを捉え、それぞれの状況に応じて成長投資や事業ポートフォリオの見直しを検討することができる。重要なのは、4象限を企業の優劣を決めるための分類として捉えるのではなく、現在地を確認し、どのような資本配分によって企業価値を高めていくのかを考えるための出発点として活用することである。

今回のコーポレートガバナンス・コード改訂と成長投資ガイダンスは、この点で密接に関係している。

コーポレートガバナンス・コードが、企業に対して

「成長の道筋」を描き、その実現に向けた経営資源配分を取締役会で検討・監督することを求めているのに対し、成長投資ガイダンスは、その資本配分を企業価値向上につなげるための考え方を、EPや4象限という共通言語を用いて具体化したものと捉えることができる。

5. 適用時期と今後の対応

上場会社は、遅くとも2027年7月末までに、改訂後のコードに関する事項を反映したコーポレートガバナンス報告書を提出することが求められる。一方、成長投資ガイダンスは法令や上場規則ではなく、企業と投資家が成長投資や企業価値向上について対話する際の考え方を示すものである。

もっとも、今回のコーポレートガバナンス・コード改訂において、「成長の道筋」や成長投資を含む経営資源

の配分が重視されたことを踏まえれば、両者を別々のものとして捉えるべきではない。今後、企業には、コードへの形式的な対応にとどまらず、自社がどのような成長を目指し、そのために限られた経営資源をどこへ配分するのかを明確にすることが求められる。そのうえで、取締役会における議論、中期経営計画、経営資源配分方針、開示、投資家との対話を相互に整合させていくことが重要となる。

今回の改訂は、コーポレートガバナンス改革が、体制整備や形式的なコード対応の段階から、ガバナンスを通じて成長投資と企業価値向上を実現する段階へ移りつつあることを示すものといえよう。

■参考文献

金融庁（2026年2月26日）第2回コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議（令和7年度）
https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/siryo/20260226/01.pdf
金融庁・東京証券取引所（2026年7月21日）「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/03.pdf>
金融庁（2026年7月21日）コーポレートガバナンス・コード
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/01.pdf>

経済産業省（2026年7月21日）成長投資ガイダンス
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/value_creation/pdf/20260721_guidance_01.pdf
経済産業省（2026年7月21日）成長投資ガイダンスエグゼクティブ・サマリー
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/value_creation/pdf/20260721_guidance_02.pdf
経済産業省（2026年7月21日）成長投資ガイダンスデータ集（抜粋版）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/value_creation/pdf/20260721_guidance_03.pdf
東京証券取引所（2015年5月13日）コーポレートガバナンス・コード
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20150513.html>
東京証券取引所（2018年6月1日）コーポレートガバナンス・コード
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20180601.html>
東京証券取引所（2021年6月11日）コーポレートガバナンス・コード
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20210611-01.html>

以 上

業種別委員会研究資料第2号 「Web3.0関連企業における監査受嘱上の 課題に関する研究資料」の概要（第1回）

公認会計士 高山 朋也 たかやま ともや
公認会計士 川東 泰之 かわとう やすゆき

1. はじめに

日本公認会計士協会は、2023年11月20日に業種別委員会研究資料第2号「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」（以下「本研究資料」という。）を公表した。本研究資料は、はじめに研究資料を公表する経緯の説明の後、大きく2部構成になっている。第1部では、監査受嘱に際しての留意事項及び会計処理等の判断が難しいと考えられているトークン発行に係る監査上の課題について言及している。第2部では、その他の監査上の課題について広く記載するため、トークン保有上の課題、NFT（Non-Fungible Token）及びSAFT（Simple Agreement for Future Token）等に関連する論点並びにその他の論点について、事例とともに言及している。第2部ではまた、ブロックチェーンの技術的な仕組み及び関連する固有リスクを紹介し、関連する内部統制や監査手続実施に当たっての留意事項を紹介している。

その後、我が国では、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（以下、総称して「暗号資産仲介業等」という。）の創設や、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）の改正等、関連制度の整備が相次いでいる。さらに、上場企業グループによるIEO（Initial Exchange Offering）¹を通じた資金調達の実施、バリデータ運用／ステーキング等のWeb3.0特有のビジネスの拡大、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の取扱いを開始する動き、ブロックチェーン技術を活用し、現実世界の資産や権利をトークン化するRWAトークンの活用事例の増加など、Web3.0ビジネスは一層多様化している。これらの環境変化を踏まえ、日本公認会計士協会は、最近の法

改正等の動向及び新たなビジネスに関し会計・監査上の論点となり得る事項の解説を拡充するため、2026年6月12日に本研究資料を改正し、以下の項目が追加され、それ以外の項目でも一部記載を拡充した。

- ・上場企業グループによる資金決済法上の暗号資産の発行事例
- ・活発な市場の有無の判断
- ・バリデータ／ステーキング
- ・各種法規制
- ・Key Audit Matter（KAM）及びCritical Audit Matter（CAM）の事例

改正により追加・拡充された事項に下線を引いて示しながら、本研究資料の概要を2回に分けて解説する。第1回の本稿では、本研究資料の第1部に加え第2部のバリデータ／ステーキングの箇所までを解説する。第2回では第2部の残りの箇所を解説する。

（1）Web3.0ビジネス及びトークンの類型

本研究資料の対象であるWeb3.0ビジネスに明確な定義はないが、本研究資料では、Web3.0ビジネスの特徴について、パブリック型ブロックチェーンを基盤として、暗号資産やNFT（Non-Fungible Token）などのトークン（電子的な記録・記号）を、金銭的なインセンティブ、財又はサービスの利用の対価、財産権を表章する手段として活用するビジネスである点に言及している。

トークンの類型に関して、我が国における法律上の定義との関係では次頁図表1のように整理することができる。

¹ IEOとは、トークンの発行者が暗号資産交換業者に投資家へのトークンの販売を委託することで資金調達を行うものである。この場合、トークンの発行者は暗号資産交換業のライセンス取得を要しない。

【図表1】 トークン等の法律上の定義とトークン類型の整理

根拠法令	法律上の定義	主要なトークン類型等の通称	会計基準の定め (保有者)	会計基準の定め (発行者)
金融商品取引業等に関する内閣府令	電子記録移転有価証券表示権利等	投資型トークン (※1)	実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(株式会社を前提とした取扱い)	
資金決済に関する法律 (以下「資金決済法」という。) ²	暗号資産	その他権利型トークン (※2) 無権利型トークン (※3) ステーブルコイン (※4)	他者発行 実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第38号」という。) 自己発行 該当なし	該当なし
	電子決済手段	ステーブルコイン (※4)	実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」(※4)	
なし	なし	SAFT (※5)、 NFT (※6) など	該当なし	

：本研究資料の調査対象

(出所：本研究資料【図表1】に筆者追記)

※1 投資型トークンとは、発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っていると言われるものをいう(出典：金融庁2018年12月公表「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書(以下「研究会報告書」という。))。

※2 その他権利型トークンとは、発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、将来的な事業収益等を分配する債務以外の債務を負っているものをいう(出典：研究会報告書)。その他権利型トークンには、いわゆる、ユーティリティトークン、ガバナンストークン又は複数の性質を持つハイブリッドトークンと言われるものが含まれると考えられる。

※3 無権利型トークンとは、発行者が何ら債務を負っていないと言われるものをいう(出典：研究会報告書)。無権利型トークンには、ビットコインなどのいわゆるペイメントトークンと言われるものが含まれると考えられる。

※4 ステーブルコインとは、特定の資産又は特定の資産バスケット若しくはプールに相関する安定した価値の維持を目指す暗号資産(crypto-asset)³である(出典：Financial Stability Board"The Financial Stability Risks of Decentralized Finance"(February 16, 2023) Glossary)。

ステーブルコインのうち、電子決済手段が2022年6月3日成立の改正資金決済法(以下「改正資金決済法」という。)第2条第5項にて定義されている。このうち、改正資金決済法第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段については、いわゆるデジタルマネー類似型として、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還を要するものが想定されている。ステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型以外の、例えば、アルゴリズムで価値の安定を試みるものは、現時点では改正資金決済法第2条第5項第4号に規定される電子決済手段となる可能性があるが、これに該当するものとして定められているものはない。これらのうち、改正資金決済法第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段に関する会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)から2023年11月17日に実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」が公表されている。⁴

※5 SAFTとは、Simple Agreement for Future Tokenの略で、将来発行されるトークンに対する保有者の権利を表章する合意をいう(出典：EFRAG"Discussion Paper On Accounting For Crypto-Assets (Liabilities)"(July 2020) Appendix 2 paragraph A2.39)。発行者の立場からは、SAFTは将来発行されるトークンを割安で購入できる権利と引換えに資金調達を行う方法として利用される。

※6 NFTとはNon-Fungible Tokenの略で、日本語では非代替性トークンと呼ばれ、ブロックチェーンのデータに付与された固有のIDをいう。NFTは商品性によって、金融規制の適用を受ける可能性があるが、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(以下「JCBA」という。)は、「NFTビジネスに関するガイドライン」を定め、企業がNFTを利用した事業やサービスの提供に当たり、NFTが資金決済法、金融商品取引法等の規制を受けるかどうか検討するため、NFTの法的性質に関するガイドラインを提供している(出典：本研究資料8～10頁)。

※7 RWAトークンとはReal World Asset Tokenの略で、現実世界において経済的価値を持つ有体物等に関する権利などを表すトークンをいう。

ブロックチェーン技術を含む分散型台帳技術は、新たな「情報を正しく記録する技術」であり、デジタルの世界において改ざんや二重譲渡されることなくデジタルデータを移転させる媒体として活用できる「トークン」を生み出し、このトークンに現実資産や無形資産(以下「現実資産等」という。)に係る財産権を表章させることにより、当該トークンの移転を通じて財産権を移転させることを可能とした。RWAトークンには様々なスキームがあり、各種の金融規制等に従って発行・販売されているもの(暗号資

2 暗号資産取引に係る規制については、資金決済法から金融商品取引法へ移管し、利用者保護の枠組みを強化する金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律が2026年7月23日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される見込みである。この点については第2回で解説予定である。

3 ここでいう暗号資産はcrypto-assetの日本語訳であり、改正資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産より広い意味合いで用いられている。

4 資金決済法等の改正を受け2026年8月17日に、ASBJより、実務対応報告第45号の改正案として実務対応報告公開草案第74号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」が公表されている。

産やセキュリティトークン等)、一切の金融規制等の適用なく発行・販売されているもの（NFT等）があり、図表1のどの区分に該当するかについてはトークンごとに検討が必要となる。

なお、JCBAは、図表2に記載のように、現実資産等が紐づくパブリック型ブロックチェーン上のトークン（金融商品取引法等に規定する「電子記録移転有価証券表示権利等」（いわゆるセキュリティトークン）及び資金決済法に規定する「電子決済手段」（いわゆるステーブルコイン）を除く。以下同じ。）を取扱い対象としてデジタル資産の発行・流通市場の構築を推進するために、図表3に記載の課題解決に向けた論点整理等の対応を取りまとめた「RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン」を定めている。

【図表2】「RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン」の取扱い対象

	トークンの種類			現実資産等との紐づき	
	一般的な名称	根拠法	法令上の名称	有	無
デジタル資産	セキュリティトークン	金融商品取引法等	電子記録移転有価証券表示権利等		現実資産が紐づくトークン ≡ RWAトークン
	ステーブルコイン	資金決済に関する法律	電子決済手段		
	暗号資産		暗号資産	本ガイドラインの取扱い対象となるRWAトークン	
	NFT	（上記のいずれにも該当しないトークンの一部）			

（出所：本研究資料【図表2】）

【図表3】「RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン」において取り扱われているRWAトークン利活用推進のための課題及び対応

課題		RWAトークンガイドラインにおける対応
①	トークンの移転に合わせて（特に当事者でない第三者に対して）当該トークンに紐づく現実資産等の移転を円滑かつ安価に法的に確実にすることが困難であること	ブロックチェーン上のトークンの移転を当該トークンに紐づく現実資産等の移転とみなすための要件の整理（民法の第三者対抗要件問題等）
②	取り扱うトークンに係る権利義務関係が明確でないこと等により事業者が会計監査を受けることが困難になる場合があること	各種RWAトークンの債権債務関係の実務上の整理と、会計監査を円滑化するためのRWAトークンを利活用する事業に関する利用規約のひな形の作成
③	無体物について所有権が認識されないと解釈されること等によりトークン化することが可能な財産が限られること	無体物の所有権含む中長期的に取り組むべき制度上の課題の洗い出し

（出所：本研究資料【図表3】）

2. 本研究資料の公表の経緯

Web3.0関連企業の監査受嘱が進まないという声を受け、日本公認会計士協会は、会員への実態調査を行い、Web3.0特有の監査上の課題を認識した。また、日本公認会計士協会は、「Web3.0関連企業の会計監査に関する勉強会」の一環で実施した企業等からのヒアリングを踏まえ、監査受嘱に当たり監査人がどのような観点で受嘱を検討しているのかについて、事業者とのコミュニケーションが不足しているのではないかという課題を認識した。そのため、日本公認会計士協会は、本研究資料の公表を通じて、Web3.0企業に特有の監査上の課題を明らかにすることで、監査人が監査受嘱を検討する上での一助にするとともに、監査人が経営者とのコミュニケー

ションに本研究資料を利用することで事業者との対話を深め、事業者と監査人の相互理解が促進されることを期待している。

3. Web3.0企業の監査受嘱上の留意事項

本研究資料は、監査受嘱に際しての留意事項として、Web3.0企業に特有のものを以下のとおり示している。これらの事項は、監査を実施する際にも留意すべき事項と考えられる。

（1）ビジネスの実態及び法規制への対応状況の把握

Web3.0ビジネスは、比較的新しいビジネスで様々な

形態が存在するため、適用される法規制が明確ではない場合⁵がある。そのため、監査人は、監査受嘱に当たり、経営者が、適切な法律専門家等の起用を通じて、関連する法規制を把握し、法規制を遵守する体制を構築しているか、また、実際に遵守しているか評価する必要がある。

また、トークンの性質上、日本国外の取引先とのトークンの売買やトークンでの決済等のクロスボーダー取引（国際間取引）が容易に実行可能である。そのため、監査人は、クロスボーダー取引の重要性が高い状況などにおいて、トークンの発行者が、国内だけでなく諸外国の法規制を遵守しているか、評価を行う必要がある点に留意する。

さらに、トークンが資金決済法の暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為は、暗号資産交換業に該当し、暗号資産交換業者としての規制対応が必要になる（金融庁事務ガイドライン16. 暗号資産交換業者関係II-2-2-8-1）。暗号資産交換業者は、テロ資金供与やマネー・ロンダリングといった組織犯罪等への利用を防止するための体制整備等も要求されることになる。また、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の「新規暗号資産の販売に関する規則」は、調達した資金の使途の透明性を確保する観点等から、トークン発行時及び発行後の継続的な情報開示、調達資金の適切な管理等の規制をトークンの発行者に課している。

なお、日本においては、IEOという形態が利用されるケースがあるが、この制度では、トークンの発行者は、暗号資産交換業者にトークンの販売を委託することになる。そのため、トークンの発行者の監査人は、監査受嘱に当たっては、トークンの販売者である暗号資産交換業者が事務ガイドラインや「新規暗号資産の販売に関する規則」等を遵守しているかどうか理解する必要がある点に留意する。

(2) 適正な財務報告を作成するための会計処理の前提となる取引の権利及び義務の位置づけと特徴

Web3.0ビジネスに関連するトークンの発行や保有に関する会計処理を行う場合に困難性を伴うことがある。

例えば、実務対応報告第38号においては、資金決済法上の暗号資産の発行の会計処理が定められていない（第3項）。適用する会計基準の定めがない場合には、企業は、取引の経済的実態に応じて会計処理を決定する必要がある。そのため、企業は、適切な法律専門家や会計専門家を活用して、トークンの発行者や保有者（一次所有者、二次流通以降の購入者）など関係者の権利及び義務をホワイトペーパー、発行者と保有者の契約書、トークン利用規約等で明確化し、当該権利及び義務は法的に強制力があるかどうか評価し、適切に会計処理を実施する体制を整備する必要がある。監査人は、かかる体制が整備されているかどうか評価する必要がある。

(3) 内部管理体制の整備、内部統制の構築

監査人は、適正な財務報告を実施するための情報システムを含めた内部統制の整備及び運用、適切な内部監査の体制等が整備されていることを確認する必要がある。加えて、監査人は、企業のサイバー・セキュリティ管理体制、秘密鍵の管理体制、ブロックチェーンの記録を適切に収集し、トークンの取引や残高を記録する体制などを評価し、監査の実施可能性を検討する必要がある。また、企業が、例えば、システム開発や運用のため、あるいは、カストディアンとして、外部委託先を利用する場合にも、監査人は、企業の外部委託先管理体制を評価し、監査の実施可能性を検討する必要がある。

(4) 経営者の誠実性、法令遵守体制の確保

賭博性のある事業や公序良俗に反する可能性がある事業、違法行為ではないが何らかの法令・規制逃れを目的として設計している場合、その他経営者の誠実性に疑念が抱かれる場合には、監査の受嘱が困難になる。

(5) 監査時間の確保

Web3.0ビジネス企業の監査においては、上述のような課題の検討に時間を要することが想定され、監査工数の見積りに当たって十分な時間の確保が必要となる。監査人は、企業の理解を得るために必要な監査工数についての丁寧な説明とコミュニケーションを実施することが望ましい。

⁵ 例えば、米国では、トークンが米国証券法の証券に該当するかが論点になる。Securities and Exchange Commission（以下「SEC」という。）は、2020年12月に暗号資産XRPは米国証券法の証券に該当するため、無登録の証券を販売したとして販売者に訴訟を起こすなど（その後、機関投資家向けの販売は証券取引に該当し、暗号資産取引所での一般公開取引（リテール販売）は証券取引に該当しないとの判決が下され、最終的に2025年8月に両者は和解している）、トークンを証券であるとSECが評価する事例が複数存在する。米国における証券への該当性については、SECよりガイダンス（SEC.gov|Framework for “Investment Contract” Analysis of Digital Assets（<https://www.sec.gov/corpfin/framework-investment-contract-analysis-digital-assets>））が公表されており、判定手法としてHoweyテストに言及されている。Howeyテストとは、1946年のHowey社を被告とした訴訟において、同社による土地販売行為が1933年証券法第2条（a）（1）に定める「投資契約（investment contract）」に該当するかが争点となった際に、裁判所が複数の判断基準を定めた上で行った判定方法であり、米国でトークン等の発行者が法律専門家から入手する意見書において、トークン等有価証券に該当するかどうかの判断をする際に使用されている実務がある。なお、Howeyテストが現代のブロックチェーン技術に適していないという意見もあり、本研究資料改正日時点で、SECにてHoweyテストの適用に関して見直しが行われている。

4. トークンの発行に係る監査上の課題

上述のとおり、Web3.0企業の監査受嘱を難しくしている理由の一つにトークン発行に係る会計処理の判断の困難さが挙げられる。そのため、本研究資料では、2022年3月15日にASBJから公表された「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICO⁶トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）において識別された論点並びに権利及び義務の特定に関する論点を示している。

(1) 論点整理の考え方及び寄せられたコメント

論点整理においては、ICOトークンの会計処理を検討するに当たり、発行者が何ら義務を負担していない場合と発行者が何らかの義務を負担している場合に分類した上で、それぞれの会計処理の考え方を示している（第29項）。

① ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理

ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理については、認識すべき負債は存在せず、対価の受領時にその全額を利益に計上するという考え方が示されている（第31項）。

② ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理

ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICOトークンの発行取引の実態をどのように捉えるのが論点であるとしており、(a) 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立しているものとして取り扱うとする考え方（第34項）と、(b) 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在をICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の一つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方（第35項）が示されている。

(a)の考え方においては、例えば現金など客観的に信頼性をもって測定可能なものを対価としてICOトークンを発行する場合、発行者が負担する義務に係る負債を対価の時価で測定することになり、その結果、発行時において差額としての利益（又は損失）が生じることはない（第34項）。

(b)の考え方においては、契約によって生じた権利及び

義務をそれぞれ独立に時価で評価し、それぞれの評価額に差がある場合に当該差額を発行時に利益（又は損失）として計上することになる（第35項）。

また、論点整理に対して各種団体及び個人から寄せられたコメントが公表されているが、発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理については、様々な意見が記載され、(a)の考え方を支持する意見、(b)の考え方を支持する意見の双方があった。また、(a)と(b)の考え方を取引の実態に応じて適用すべきとの意見や、原則として(a)の考え方を支持しながらも(b)の考え方で会計処理することが適切なケースがあるかどうかについて分析が必要との意見があった。

(2) トークンの発行者及び保有者の権利及び義務の特定に関する論点

上述の(a)及び(b)のいずれの考え方を採用するにしても、会計処理を検討するに当たっては、発行者と保有者の権利及び義務（関連する法令の適用を含む。）を特定する必要がある。

この点、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行においては、発行者がトークンの性質やプロジェクトの内容の詳細を説明することを目的としたホワイトペーパーが公表される事例が多いが、様々な免責事項が記載される事例がある。そのため、ホワイトペーパーの法的な強制力の問題から、発行者と保有者の権利及び義務の特定が難しいという実務上の課題がある。

発行者と保有者の権利及び義務の特定に当たっては、ホワイトペーパーの法的強制力の評価及びホワイトペーパー以外に発行者や保有者の権利及び義務を定める契約の識別等を実施した上で、例えば、以下の事項を明確化する必要がある。

- ・発行者が提供する財又はサービスと発行者及び保有者の権利義務関係
- ・提供する財又はサービス等の内容や提供期間、提供する財又はサービス等と発行者が獲得する対価との対応関係
- ・発行者が保有者に財又はサービス等を提供できない場合のペナルティ等の義務
- ・その他、保有者に利益若しくは不利益を与えると考えられる契約

(3) 監査上の課題

監査人は、識別された権利及び義務がホワイトペーパーやその他の契約及び法律専門家による見解書などによって裏付けられることや、識別された権利及び義務に基づく経営者による会計判断が適切であることを検討する。また、取引段階から会計処理に必要な権利義務関係

⁶ ICOはInitial Coin Offeringの略称である。研究会報告書によれば、ICOについて明確な定義はないが、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされている。論点整理では、図表1の資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンを対象として、その発行及び保有に関する論点について取り扱っている（第7項）。

を明確にすることを可能とする内部管理体制の整備及び内部統制の構築がなされていることを確認する。

5. 上場企業グループによる資金決済法上の暗号資産の発行事例

近年、国内において上場企業グループによる資金決済法上の暗号資産に該当するトークンの発行事例が見受けられ、会計処理及び監査上の主要な検討事項の記載に関する事例が提供されている。

(1) 会計処理事例

ゲーム会社である株式会社コロプラの100%子会社である株式会社Brilliantcryptoはゲーム内で利用することができる暗号資産を2024年に発行した。同社の有価証券報告書の収益認識関係の注記においては、IEOによる調達資金の会計処理において、関連する会計基準等の定めが明らかでないため、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に準じて検討することで、IEOによる調達資金を前受金に計上し、ゲーム内における暗号資産の利用に応じて収益に振り替えている点に言及されている。

情報通信業である株式会社メタップスは、自社グループが提供するデジタルサービスの利用において割引を受ける権利を有する暗号資産を2017年に発行した。IFRS適用会社である同社の有価証券報告書の重要な会計方針の注記並びに重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断に関する注記において、暗号資産の発行に関連する開示を行っている。これらの注記において、発行したトークンの会計方針の検討のために、ホワイトペーパーに記載されているトークン発行者やトークン保有者の権利と義務に基づいてICOの会計処理を行っている点を読み取ることができる。すなわち、まず、IAS第32号「金融商品：表示」及びIFRS第9号「金融商品」に基づき、発行したトークンが金融負債の定義及び資本性金融商品の定義を充たすのか検討を行っている。そして、金融負債でも資本性金融商品でもない判断した後に、同社グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用することで、発行したトークンの対価受領時に契約負債として認識し、ホワイトペーパーに記載されている義務の履行に応じて関連する収益を計上している。また、権利と義務の検討の前提として、適用される法規制の理解及び評価の必要性を読み取ることができる。

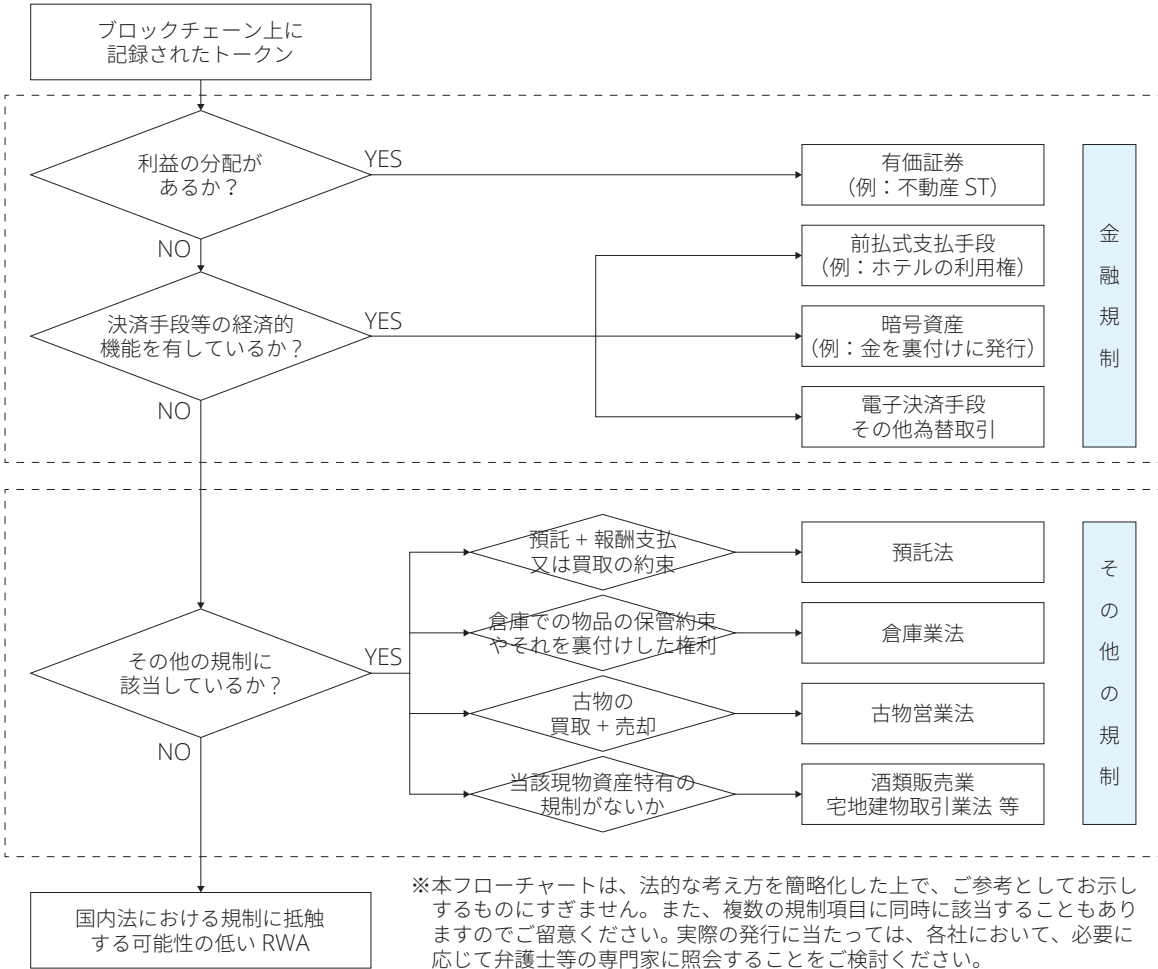
(2) 監査上の主要な検討事項の記載事例

株式会社コロプラの有価証券報告書の監査上の主要な検討事項において、IEOに関係した会計方針の妥当性を監査上の主要な検討事項とした理由として、「ホワイトペーパーにトークンセール概要や資金使途が記載されているものの、個別性が強く、当該会計方針の決定については、経営者による経済実態と会計方針の整合に関する重要な判断を伴う」ことが挙げられている。また、会計方針の妥当性を検討するために実際に閲覧した具体的な証憑として、発行会社の会議体議事録、トークンの利用規約、ホワイトペーパー及び暗号資産取引所との販売委託契約書等が挙げられている点は、監査人がどのような監査証拠を入手すべきか検討する際の参考となると考えられる。また、法律に関する内部専門家を利用し、受領した金銭に対応する貸方科目の性質及び履行義務について検討した旨が記載されている。経営者の契約及び法令の解釈の検討に当たり、監査人自身も法律を専門とした内部専門家を利用する必要がある可能性がある点については留意すべきと考えられる。

6. トークン保有に係る監査上の課題

資金決済法上の暗号資産の保有者の会計処理及び開示については、実務対応報告第38号に定められている。しかし、自己の発行した暗号資産の保有や資金決済法上の暗号資産以外のトークン（金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電子記録移転有価証券表示権利等及び改正資金決済法上の電子決済手段を除く。）については、会計基準等の定めが明らかでなく、経済の実態等に応じて既存の会計基準等を参考に、企業が会計処理を決定することになる。ここでも、トークン発行における課題と同様に、ホワイトペーパーの法的有効性の解釈や記載内容等に基づいて私法上の権利等を整理することが難しいという課題がある。法的権利等の権利についてはJCBAより公表されている「RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン」が参考になる。現状発行されている多くのトークンは、何等かの現実資産や無形資産（以下「現実資産等」という。）に係る財産権を表章していることがあり、該当する法的形態を参考として会計処理を検討することが有用となる。また、同ガイドラインでは、次頁の図表4のとおり、利益の分配の有無、決済手段等の経済的機能の有無などの性質に基づき、適用され得る金融規制についても示されている。

【図表4】 RWAトークンに適用され得る金融規制と主要な規制のチャート



(出所：本研究資料【図表4】)

(1) 自己の発行した資金決済法上の暗号資産の保有

① 論点整理の考え方及び寄せられたコメント

自己が発行した資金決済法上の暗号資産の保有に関する

会計処理は、上述の論点整理の第38項及び第39項において、自己の発行したICOトークンを自己に割り当てた場合及び第三者から取得した自己発行のICOトークンの会計処理の考え方を、以下のとおり紹介している。

論点	考え方
自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計処理 ⁷	以下の2つの方法が示され、前者の方法を取る考え方が示されている。 ・第三者が介在しない内部取引として会計処理の対象としない方法 ・会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法
第三者から取得した自己発行ICOトークンの会計処理	以下の2つの方法が示され、前者の方法のうち、関連する負債の消滅の認識を行い、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する考え方が示されている。 ・関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法又は関連する負債の消滅の認識は行わず、ICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法） ・資産として取り扱う方法

論点整理に対しては、第三者から取得した自己発行トークンを再度売却した場合の取扱いなど、様々な論点に対するコメントが寄せられた。また、発行者が負う義務の性質や発行後に第三者から取得する目的などを踏まえて更なる分析が必要であるという意見もあった。

② 監査上の課題

トークンの発行時と同様に、監査人は、識別された保有者や発行者の権利及び義務が、ホワイトペーパーやその他の契約、法律専門家による見解書などによって裏付けられることや、識別された権利及び義務に基づく経営者による会計判断が適切であることを検討する。

また、監査人は、企業が発行したトークンを自己が保有していることに対して、自己で保有していることの理由を理解し、その理由が企業の事業戦略に従ったものであるかどうかを評価し、何らかの理由により、企業が意図しない保有が生じている場合には、監査上追加で識別すべきリスクがないか、監査計画に影響がないか検討する。

(2) 資金決済法上の暗号資産を財又はサービスの対価として受領するケース

企業は、財又はサービスの対価として暗号資産を受領することがあり、例えば、以下のようなケースが考えられる。

- ・IEOにおいて暗号資産交換業者に報酬として現金以外に新規上場の暗号資産で支払われるケース
- ・自社が発行したNFTを通常の営業活動として販売するに当たって、当該NFTに表章されている権利を引き渡す対価として暗号資産を受領するケース

収益認識会計基準は、資金決済法における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引業等に関する内閣府令における定義を満たす電子記録移転有価証券表示権利等に関連する取引については、収益認識会計基準の適用範囲か

ら除外しているが（収益認識会計基準第3項(7)、第108-2項）、暗号資産そのものの売買ではなく、財又はサービスの対価として暗号資産を受け取る場合は、当該収益について収益認識会計基準に従って検討が行われている実務がある。

この場合、収益認識会計基準に定める5つのステップ（契約の識別、履行義務の識別、取引価格の算定、履行義務への取引価格の配分、履行義務の充足による収益の認識）に従って会計処理を検討するに当たり、監査人は、具体的な履行義務の識別、いつの時点で収益を認識するのか、いつの時点の市場価格で収益を測定するのか等の点に関して、契約や事実関係に基づく整理を企業に説明を求めることになる。

なお、収益認識会計基準第59項に基づき、現金以外の対価を時価により算定することから、実務対応報告第38号第5項及び第6項に記載のとおり、対価として受領する暗号資産に活発な市場が存在する場合には、収益認識時の暗号資産の市場価格に基づく価額より取引価格を算定している実務がある。

(3) 活発な市場の有無の判断

他社発行の暗号資産を保有している場合、その暗号資産に活発な市場がある場合は市場価格に基づく評価となり、活発な市場がない場合は原則として取得原価で評価することになる（実務対応報告第38号第5項及び第6項）。活発な市場が存在する場合とは、「継続的に価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われている場合」とされている（実務対応報告第38号第8項）。活発な市場が存在するかどうかは、実態に基づき判断するが、例えば、合理的な範囲内で入手できる複数の価格情報が著しく異なっていると認められる場合や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合には、通常、市場は活発ではないと判断される（実務対応報告第38号第47項）。活発な市場の検討に当たっては、例え

⁷ 2023年度税制改正要望において金融庁と経済産業省の共同要望として「ブロックチェーン技術を活用した起業等への阻害要因を除去し、Web3推進に向けた環境整備を図る観点から、法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものについては、期末時価評価課税の対象外とすること」が出されていることを受け、ASBJに対して、自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計処理について質問が寄せられた。これを受けて、2022年11月7日開催の第490回企業会計基準委員会にて、自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計処理について審議が行われた。論点整理で紹介した考え方のいずれを採用すべきか結論は出していないが、いずれの場合も時価評価しないという考え方が示された。

ば、DEX（Decentralized Exchange：分散型取引所）が活発な市場であるかどうか留意が必要である。国税庁によるFAQ「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて」では、DEX等が活発な市場の要件を満たす可能性が示されているが、会計上及び監査上は、活発な市場が否かにつき、慎重な判断が必要となる。

なお、取引所によっては、外部の流動性プロバイダーやマーケットメイカーの関与により価格が形成されている場合があり、形式的な取引価格が独立第三者間の需給を必ずしも反映していない可能性がある。そのため、特定の取引所が提供する価格を時価評価の基礎とする場合には、その流動性や価格形成の合理性を踏まえ、活発な市場における価格として適切かを慎重に判断する必要がある。

活発な市場に関連して、例えば、以下の場合に、監査上の論点となる。

① 保有していた暗号資産が取引所に上場した場合又は販売所で販売され始めた場合

暗号資産が上場又は販売所で販売され始めた場合、市場価格に基づく評価を行った場合には、多額の評価益が出ることが想定され、活発な市場の有無について、会計上及び監査上慎重な判断が求められる。例えば、以下の点は判断要素として考えられる。

- ・複数の取引所で上場又は複数の販売所で販売されている。
- ・独立第三者間の取引が一定数量や頻度で発生している。
- ・取引所や販売所で形成されている複数の価格情報が著しく異なっていない。

② 市場価格に基づく評価をしていた暗号資産について取引が縮小してきた場合

もともと活発な市場があると判断されていたものの、取引の数量や頻度の縮小によって売手と買手の希望する価格差の広がりや識別された場合に、活発な市場が認められないとして、市場価格に基づく評価から取得原価に基づく評価に会計処理を移行する事例がある。

(4) 上場していないトークン等の保有

企業は暗号資産取引所に上場していない、例えば、以下のようなトークンを取得することがある。

- ・暗号資産取引所における将来の上場を前提として相対取引で取得するトークン
- ・暗号資産プロジェクトの初期フェーズにおけるプライベートセールを通じて取得するトークン
- ・ハードフォーク（プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデートによるブロックチェーンの分岐（スプリット）により保有する暗号資産が異なる種類の暗号資産に分裂する事象）等により取得するトークン

監査人は、トークンが資金決済法に規定する暗号資産

に該当するかどうかについて、企業による検討を確認する。暗号資産該当性は、法律の解釈を伴う場合もあるため、監査人は、法律専門家による見解書の入手やその検討を行うことも考えられる。監査人は、企業がトークンを取得する目的や合理性も併せて検討する。

トークンの期末における評価方法については、当該トークンに活発な市場が存在するか否かの判断が重要となり、前述の「(3) 活発な市場の有無の判断」における考え方が参照される。これを踏まえ、取得価額をもって貸借対照表価額とする実務や備忘価額まで減額する実務が見られる。

また、国内では未上場であるものの、海外で発行・流通しているトークン等を取得するケースも考えられる。この場合においても、当該トークンの流通状況を踏まえ、活発な市場が存在するか否かについて検討が行われる。

7. NFT

(1) 概要及び利用事例

本稿執筆時点ではNFTに関する固有の法規制はなく、トークンがそれぞれに固有の権利を表章し非代替的な性質を持ち、金融商品取引法や資金決済法等の既存の金融規制が適用されないトークンが一般的にNFTと認識されている。法規制上の定義はなく、会計基準等の明確な定めはないことから、NFTが表章する権利や発行者、一次保有者及び二次保有者などの取引当事者間の権利及び義務等の実態を踏まえ、既存の会計基準等に照らした検討を実施する必要がある。そのため、NFTがどのような権利を表章しているのか、取引当事者間でどのような権利及び義務があるのか等を利用規約や譲渡契約等で明確にすることが会計処理を行うために必要となる。

NFTの利用事例としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・デジタルコンテンツの流通のために、デジタルアートの閲覧権をNFTに表章する事例や、メタバースと呼ばれる仮想空間上に構築された土地を利用する権利をNFTとして表章する事例
- ・ゲームアイテムをNFT化して流通させ、独自トークンの発行と組み合わせてゲーム内で独自の経済圏を作る取り組み（GameFiと呼ばれることがある。）
- ・イベントの参加権や施設の利用権等をNFTに表章する事例

NFTは流通市場が多数存在しており、二次流通市場においてNFTが転々流通することが想定されることも特徴となっている。

(2) NFT発行

① 自己発行NFTの一次流通

企業が発行したNFTを販売する会計処理の決定においては、収益認識会計基準の適用範囲となるかの検討が必要になる。NFTが金融商品取引法や資金決済法等の金融

規制の適用を受けない場合、収益認識会計基準に従って処理される事例が見られる。

収益認識会計基準の適用範囲となった場合、履行義務の識別が課題となる事例が見受けられる。例えば、NFTの保有者に対してトークンの受け渡し後においても様々な権利（例えば、NFT保有者にイベントへの入場権利を与えるケース）を付している事例がある。このように顧客に約束した財又はサービスが複数ある場合には、企業は、別個の財又はサービスかどうかを評価し、別個であれば、それぞれの履行義務を識別し、取引価格の配分及びそれぞれの履行義務の充足する時点又は期間の検討を行うことになる。

企業がこの検討を適切に行うための前提として、発行者及び保有者の権利及び義務が利用規約や譲渡契約等において具体的に明記されることが必要となる。

なお、JCBAより公表されている前述の「RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン」において、権利義務関係を明確にするという観点から、一定のユースケースを前提とする利用規約に盛り込むべき事項を示した利用規約のひな形が公表されている。

② 二次流通ロイヤリティの収受を含むNFTの自己発行

NFTの二次流通市場で第三者間での売買が行われた際に、売買代金の一定割合を発行者が受領する事例が見受けられる。このような二次流通ロイヤリティの会計処理に当たって、企業は、二次流通ロイヤリティは発行者のどのような財又はサービスの提供に基づいた対価なのか、誰から受領するものなのか（第三者間の売買における販売者から受領するものなのか、購入者から受領するものなのか）を利用規約や二次流通市場の販売サイトにおいて明確化することが必要となる。収益認識会計基準第127項に基づき、個々の契約の実態とそれに係る顧客の合理的な期待を分析することが必要な場合もある。

監査人は、二次流通ロイヤリティの裏付けとなる監査証拠の入手可能性に留意する必要がある。二次流通プラットフォーム上での第三者間のNFT売買に伴うNFTの受渡及び代金決済並びにNFTの発行者への二次流通手数料の支払いがブロックチェーン上に記録される場合がある。一方、二次流通プラットフォームの利用者がNFTを当該プラットフォームに預託し、オフチェーンでNFTの売買、受渡及び代金決済並びに二次流通手数料の支払いが行われる場合もある。このようにNFT関連取引の記録方法には様々なケースが存在することから、監査人は、発行者がNFTの出品を許可した二次流通プラットフォームそれぞれについて、取引の記録方法や入手可能な監査証拠を理解し、監査の実施可能性を検討することが必要となる。ブロックチェーン上の取引履歴だけでは二次流通ロイヤリティが第三者間の実在する売買取引に基づくものであることを裏付けることができない場合には、二次流通プラットフォーム上のデータベースに記録された取引履歴の入手が必要となる場合も想定される。

(3) NFT保有

① 保有するNFTの法的性質に基づく会計上の取扱いの検討

他社の発行したNFTを保有する企業は、NFTが表章する権利及びNFTの保有目的を考慮して会計処理を検討することになると考えられる。企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産評価会計基準」という。）第3項の棚卸資産の定義に該当すると判断し棚卸資産として計上する事例と、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第27条（無形固定資産の範囲）に列举されたいずれかの項目の権利を表章する目的で保有するトークンと判断し、無形固定資産として計上する事例が見られる。そのため、会計処理の判断に当たりNFTがどのような権利を表章するものであるか、発行者との契約書等で明確にされていることが必要となる。

他社の発行したNFTを棚卸資産として計上した場合、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額を貸借対照表価額とし、その差額は費用として処理される（棚卸資産評価会計基準第7項）。市場価格が観察できない時は、期末前後での販売実績に基づく価額等、合理的に算定された価格を売却とする（棚卸資産評価会計基準第8項）。NFTはその非代替的な性質から、参考となる市場価格を観察できなかったり、NFT市場は黎明期にあり十分な流動性があるとは言えないことから、正味売却価額の見積りが困難となる場合がある。

他社の発行したNFTを無形固定資産として計上した場合、例えば定額法で償却を行う際には、耐用年数の合理的な見積りが問題となる。ブロックチェーン上で記録される場合にはトークン自体は技術的にはほぼ永続的に存在し得るものと考えられるが、NFTをどの程度の期間ビジネスで利用するかについての実績が乏しいことから、耐用年数の見積りを合理的に説明することが難しい事例が見受けられる。また、NFTを利用したビジネスは、収益性やライフサイクル等のデータの蓄積も十分でなく詳細な中長期計画を立てることができず、固定資産の減損会計の適用に当たり、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを合理的に説明することが難しい事例が見受けられる。回収可能価額の算定に正味売却価額を利用する場合には、棚卸資産の場合と同様に、正味売却価額の見積りが困難となる場合がある。

② 自己の発行したNFT

上記6. (1) ①で述べた自己に割り当てた自己発行ICOトークンの会計と同様の論点が生じると考えられる。

8. SAFT等

(1) 概要及び利用事例

諸外国におけるトークン関連の資金調達事例では、以

下のとおり、SAFT等の形態が見られる。我が国においてはSAFT等を通じた資金調達事例は見られないが、国内企業が運営する在外ファンド等を通じてSAFT等へ投資する事例は見受けられる。

① SAFT

将来発行が予定されるトークンの割安購入権。

② SAFTE (Simple Agreement for Future Tokens or Equity)

将来発行が予定されるトークンの割安購入又は発行体株式への転換を選択できる権利。

③ SAFE (Simple Agreement for Future Equity)

あらかじめ定められた金額を支払うことで、将来の新株発行時に所定の転換価額に基づき当該新株に転換できる権利であり、将来発行が予定されるトークンの有償又は無償での配布を受ける権利であるトークンワラントを組み合わせた形式の契約も見られる。

(2) SAFT等の発行

上述のように我が国においては、SAFT等を通じた資金調達の事例は見られないが、今後のWeb3.0ビジネスの多様化の中で、上記で解説した「3. Web3.0企業の監査受嘱上の留意事項」を考慮して実務上の検討が必要となることも考えられる。

この場合、「3. Web3.0企業の監査受嘱上の留意事項」にて解説した事項を検討することが必要になると考えられる。

(3) SAFT等の保有

① SAFE

保有するSAFEの会計処理を検討する場合には、SAFEの法的性質やデリバティブに該当するかどうかの検討が必要と考えられる。SAFEは将来発行される株式に自動的に転換される性質を有しており、SAFEの保有者がSAFEの発行者に対して新株を発行させることはできないと考えられている。そのため、以下の商品に該当するかどうかを、個別に検討した上であるべき会計処理を検討が必要と考えられる。

- ・「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利」である新株予約権（会社法第2条第21号）
- ・金融商品取引法第2条第1項及び第2項（第1号及び第2号を除く。）に規定する有価証券
- ・移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計に関する実務指針」という。）第6項で定めるデリバティブ

② SAFT

SAFTについても、会計処理の入り口として、その法的性質の検討が必要と考えられる。SAFTの条件は実務上多様な設計が行われていることが想定されるが、米国では、いわゆるHoweyテスト⁸によりSAFTが米国証券法の証券に該当するケースがあるものと考えられる。また、SAFTは、将来のトークン発行が所定の日までに行われない場合には調達資金を出資者に返還する条項が付される場合があるが、このような返還義務も会計処理の判断において考慮する必要があると考えられる。さらに、金融商品会計に関する実務指針第6項で定めるデリバティブの定義に該当するかどうかの検討も必要と考えられる。

9. バリデート／ステーキング

(1) 概要及び利用事例

ブロックチェーンのブロック承認プロセスであるコンセンサス・アルゴリズムが、PoS (Proof of Stake) やDPoS (Delegated Proof of Stake) 等の方式を採用している暗号資産においては、流通する暗号資産を一定量預け入れた者がブロック作成権者となる。このブロック作成権者を始め、自らバリデータノード⁹を運用する事業者は、「バリデータ」と呼ばれる。バリデータは自身が保有する暗号資産又は他者から預かった暗号資産をブロックチェーンネットワークにステーク（預入れ）し、作成したブロックが適正と承認されることで、ブロックチェーンネットワークから報酬を得ることができる。この暗号資産をブロックチェーンネットワークに預け入れ、ブロックチェーンネットワークの運営や取引の承認に参加し、報酬を得る仕組みを「ステーキング (Staking)」という。ステーキングの仕組みは多様であるが、一般的にはステークする資産の量が多く、かつ長期間ステークされているほど、次回の検証者として選ばれる可能性や報酬額が高くなる。

暗号資産保有者が既にバリデータノードを運用している者に対して、直接又は間接的にステーキングを実施したい暗号資産を預け入れて委任（デリゲート）することで、ステーキングに参加することも可能である。また、暗号資産交換業者等は、サービス利用者からの申込みに基づき、必要に応じて自己が保有する暗号資産（借入暗号資産を含む。）と合わせてバリデータに暗号資産を預け入れ、預け入れた数量に応じてバリデータから分配を受けた報酬をサービス利用者へ付与する行為を、ステーキングサービスとして提供している場合もある。それぞれのケースに関する会計処理の検討は(2)にて後述する。ただし、ブロックチェーンネットワークによってステーキングの仕組みは異なり、それぞれの取引条件、報酬構造、リスク管理等、各ブロックチェーンネットワー

⁸ Howeyテストは、脚注5を参照。

⁹ ブロックチェーンネットワークに参加するコンピュータをノードと呼ぶ。

クの具体的な事実や状況に応じて会計処理の結論が異なる可能性がある点に留意が必要である。

(2) 報酬の獲得

ステーキングではブロックチェーンネットワークからバリデータノードに対して報酬が発生する、又はバリデータから報酬の一部が分配されることから、企業は当該報酬について収益として会計処理を行う必要がある。

一般に、顧客と約束した財又はサービスに関する会計処理、すなわち、顧客との契約から生じる収益については、収益認識会計基準に従って検討を行うが、収益認識会計基準において、資金決済法における定義を満たす暗号資産に関する取引は適用対象外とされている（第3項(7)）。また、暗号資産のステーキングから生じる報酬は、実務対応報告第38号の範囲に含まれていないことから、既存の会計基準、実務慣行を参考に個々の企業が独自に会計方針を定める必要があり、実務上は収益認識会計基準に準じた形で会計方針を定めているケースが見られる。この場合、重要な会計方針に関する注記の開示目的に照らして、重要な会計方針としての注記の要否の検討が必要となる（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-2項）。

以下、企業が自らバリデータとなる場合、他の第三者にノード運用を委任（デリゲート）する場合の会計処理の留意事項を紹介する。

① 企業が自らバリデータとなる場合のバリデータの会計処理

前述のとおり、収益認識会計基準に準じて会計方針を定める実務が見られるが、論点となり得る事項を以下に例示する。

a. 契約の識別

バリデータがブロックチェーンネットワークに参加する際に、バリデータとブロックチェーンネットワーク又はブロックチェーンネットワーク参加者との間で書面等により契約が締結されることは少ない。そのため、バリデータの権利や義務を識別するためには、当該ブロックチェーンネットワークのホワイトペーパーでその仕様などを理解することが必要となる場合がある。

b. 履行義務の識別及び総額・純額表示の検討

バリデータは、取引の検証及び承認を実施する必要があり、その結果としてネットワークからステーキング報酬を得ることとなる。バリデータが自己の保有する暗号資産を自己のノードにステーキングする場合と、暗号資産保有者から委任（デリゲート）を受けて自己のノードにステーキングする場合とでは、契約内容や実態に基づき、顧客の特定や履行義務の範囲に異なる捉え方が生じる可能性がある。暗号資産保有者から委任を受けて自己のノードにステーキングする場合、暗号資産保有者と

の間でバリデータとして報酬を得る取引が、本人としての取引か、代理人としての取引かも論点となる可能性があるため、バリデータにおいて収益を総額で計上するか、純額で計上するかを検討する必要がある。

c. 取引価格の算定

バリデータが受領する報酬のうち、契約上の定めや実務運用に基づき、暗号資産保有者に帰属する部分とバリデータ自身の収益との間での合理的な配分方法を検討する必要がある。

d. 収益認識のタイミング

例えば、バリデータとしてブロックチェーンネットワーク上で取引の検証及び承認行為を実施した時点、ステーキング報酬がブロックチェーン上で発生した時点、暗号資産保有者への分配が確定した時点などの一時点で履行義務が充足したものとするべきか、又は、暗号資産の種類によっては一定数量のブロックをまとめた一定期間（ターム）ごとにステーキング報酬が算定されるケースもあることから、その場合には一定期間にわたって履行義務が充足したものとするべきか、契約内容や実態に即して判断する必要がある。

② 他の第三者にノード運用を委任（デリゲート）する場合

a. 暗号資産保有者がバリデータに委任（デリゲート）する場合の暗号資産保有者の会計処理

暗号資産保有者（デリゲータ）がバリデータから受け取るステーキング報酬について、収益認識会計基準を準用する場合、バリデータとデリゲータのいずれがブロックチェーンネットワークに対する検証等のサービスを提供しているのか（いずれが本人、代理人なのか）の判断が必要になり、その結果、暗号資産保有者は、ブロックチェーンネットワークから受け取る報酬を総額か、あるいは、純額かで計上することになる。

b. 暗号資産交換業者等がサービス利用者からの申込みに基づき、デリゲータとしてステーキングサービスを提供する場合の暗号資産交換業者等の会計処理

例えば、収益認識会計基準の準用に際して、以下の論点が想定される。

・履行義務の識別及び総額・純額表示の検討

暗号資産交換業者等がサービス利用者に提供するサービスが、単なる資産の預かりにとどまるのか、ステーキングの実行やバリデータから分配を受けた報酬のサービス利用者宛の付与までを含む包括的なサービス提供なのか、契約内容や実態に基づき履行義務の範囲を明確にする必要がある。履行義務が複数存在すると評価される場合には、別個のサービスとしての識別、取引価格の配分、それぞれの収益認識のタイミングの検討が必要になる。また、ステーキングサービスが暗号資産交換業者等

の本人取引に該当するのか、それともサービス利用者の代理人としての取引に該当するのかによって、ステーキング報酬を総額で計上するか、純額で計上するか検討する必要がある。

・取引価格の算定

暗号資産交換業者等が受領するステーキング報酬のうち、サービス利用者に帰属する部分と暗号資産交換業者等自身の収益（手数料等）をどのように区分するか、契約上の定めや実務運用に基づき合理的な配分方法を検討する必要がある。

・収益認識のタイミング

ステーキング報酬がブロックチェーン上で発生した時点、暗号資産交換業者等が報酬を受領した時点、サービス利用者への付与が確定した時点など、どのタイミングで収益認識を行うべきか、契約内容や実態に即して判断する必要がある。報酬の分配に遅延や条件が付されている場合、収益認識の時期が複雑化する可能性がある。

(3) 暗号資産の管理

ステーキングに関連する暗号資産の管理には、預り暗号資産の管理リスクに加え、例えば、以下のリスクが想定される。

- ・スラッシングリスク：バリデータが不正行為や運用ミスを行った場合にブロックチェーンネットワークのペナルティメカニズムによってステークした資産の一部が没収されるリスク。
- ・スマートコントラクトやブロックチェーン自体の脆弱性や設計上の欠陥に起因し、悪意ある攻撃やバグによる資産流出・損失が発生するリスク。
- ・価格変動リスク：暗号資産価格の変動により法定通貨ベースでの報酬が変動するリスク。

・流動性リスクなど：ステーキング資産のアンステーク（引き出し）に時間を要する場合や、市場流動性が不足している場合には、資金の換金が困難となるリスク。

(4) その他の留意事項

ステーキングの仕組みには、利用者が暗号資産を事業者者に寄託し、事業者が利用者に代わってステーキングを行う「カストディ（寄託）型」と、利用者が暗号資産を事業者に貸し付け、事業者が自己の裁量で運用を行う「レンディング（消費貸借）型」が存在する。暗号資産の種類や約款の内容によって、分別管理の対象となる寄託か、対象外となる消費貸借かが異なる場合があるため、監査人は個々の契約の法的性質を慎重に識別する必要がある。

一般的な特徴として、レンディング（消費貸借）型では、事業者が運用に関し相対的に広い裁量を持ち、ステーキングに伴う経済的リスク・リワードが事業者側に偏りやすく、本人取引・総額表示寄りの要素を有する一方、事業者には分別管理義務は生じない。一方で、カストディ（寄託）型では、暗号資産が利用者名義で分別管理され、事業者は利用者の計算で代行し手数料を受領するにとどまりやすいため、代理人取引・手数料のみの純額表示寄りの要素を有する。上記はいずれも一般的な整理であり、契約条項、分別管理の有無、事業者の裁量、リスク・リワードの帰属関係等を総合的に勘案し、適用基準及び実務慣行との整合を踏まえて個別に判断することが望ましい。

以 上

ASBJ：実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026年8月17日に、実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等を公表した。

実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第45号」という。）では、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱いを定めている。

今般、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第66号）により資金決済法及び関連する法令等が改正され、資金決済法第2条第5項第3号に規定される電子決済手段（以下「第3号電子決済手段」という。）の裏付け資産について、その全額を要求払預貯金で管理するのではなく、信託財産の総額の50%を上限に、元本を毀損しない形で一定の国債等及び定期預貯金による管理及び運用を新たに認めることとされた。

また、2026年6月に施行された「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和8年内閣府令第47号）において、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が認められた外国の法令に基づく信託の受益権を第4号電子決済手段として規定する（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号。以下「取引業府令」という。）第2条第3項第1号）とともに、当該外国の法令に基づく信託の受益権を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の有価証券とみなさないこととする改正が行われた（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

（平成5年大蔵省令第14号）第4条の2第5項）。

これらの法令等の改正を受け、ASBJでは、第3号電子決済手段に関する会計上の性格について改めて検討を行い、また、取引業府令第2条第3項第1号に規定される第4号電子決済手段（外国信託型第4号電子決済手段）の会計上の取扱いについて検討が行われた。

今般、2026年8月10日開催の第582回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告、企業会計基準及び移管指針の公開草案の公表が承認され、2026年8月17日に公表されている。

- 実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」
- 企業会計基準公開草案第99号（企業会計基準第32号の改正案）『「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（案）」
- 移管指針公開草案第21号（移管指針第6号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」

コメント募集期間は、2026年10月19日までとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ（[実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等の公表 | 企業会計基準委員会¹](https://www.asbj-jp.jp/project/exposure_draft/y2026/2026-0817.html)）を参照いただきたい。

以 上

1 https://www.asbj-jp.jp/project/exposure_draft/y2026/2026-0817.html

SSBJ:サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局が、「SSBJハンドブック」を一部更新

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局は、2026年5月27日に公表された有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について（注意喚起）を受けて、既に公表しているSSBJハンドブックのうち、次のハンドブックについて内容の更新を行い、Ver. 2.0として2026年7月31日に再公表している。

- SSBJ基準のすべての定めに従っていない場合の開示Ver. 2.0

SSBJハンドブックは、SSBJ事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説であり、SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して決定したものである。

SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表している。SSBJハンドブックはSSBJ基準を構成しないため、SSBJハンドブックの内容に従わない場合であっても、SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる。

これまでに公表したSSBJハンドブックはこちら
[SSBJハンドブック | サステナビリティ基準委員会¹](#)

詳細については、SSBJのウェブページ[公表済みのSSBJハンドブックの一部更新 | サステナビリティ基準委員会²](#)を参照いただきたい。

以 上

¹ https://www.ssb-j.jp/jp/related_information/handbooks.html

² https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/406125.html

令和8年度中間決算における税務上の留意事項

デロイト トーマツ税理士法人

令和8年度中間決算においては、主に令和8年度税制改正の内容が初めての適用を迎える。

令和8年度税制改正では、「強い経済」を実現するために、全業種を対象に大胆な設備投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設された。また、研究開発税制については、AI・量子・バイオ等の戦略技術分野の研究開発を促進する観点から「戦略技術領域型」が創設された。一方、賃上げ促進税制については中小企業向けの措置を除き、制度が廃止された。

国際課税の分野では、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）についてはOECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しが行われた。「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制等についても引き続き見直しが行われた。

法人にとって主要な項目は、以下のとおりである。

法人課税

1. 大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）の創設

（1）概要

「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設された。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、生産等設備を構成する一定の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで特定生産性向上設備等に該当するもののうち一定金額以上のもの（以下「特定機械装置等」）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く）に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができる措置が設けられた（措法42の12の7①②）。なお、産業競争力強化法の改正法は2026（R8）年7月31日に施行された。

（2）適用対象法人及び適用条件

当該税制措置の適用対象法人及び適用条件は以下のとおりである（措法42の12の7①②）。

	改正後
対象法人	青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の改正法の施行の日（2026（R8）年7月31日）から2029（R11）年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたもの
適用条件	産業競争力強化法の改正法の施行の日（2026（R8）年7月31日）から2029（R11）年3月31日までに経済産業大臣の確認を受け、確認日から5年以内に特定機械装置等の取得等（*1）をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用を除く） （*1） 建物については改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう）のための工事による取得又は建設を含む

(3) 対象資産

当該税制措置の対象となる資産は以下のとおりである（措法42の12の7①、措令27の12の7②、産競法2②）。

	改正後												
対象資産	生産等設備（*2）を構成する以下のもので、経済産業大臣の確認基準に適合することについて確認を受けたもの（特定生産性向上設備等）のうち以下の最低取得価額以上のもの（特定機械装置等）												
	<table><tr><th>設備の種類</th><th>最低取得価額</th></tr><tr><td>機械装置</td><td>160万円以上</td></tr><tr><td>工具及び器具備品</td><td>120万円以上（*3）</td></tr><tr><td>建物</td><td>1,000万円以上</td></tr><tr><td>建物附属設備及び構築物</td><td>120万円以上（*4）</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>70万円以上</td></tr></table>	設備の種類	最低取得価額	機械装置	160万円以上	工具及び器具備品	120万円以上（*3）	建物	1,000万円以上	建物附属設備及び構築物	120万円以上（*4）	ソフトウェア	70万円以上
	設備の種類	最低取得価額											
	機械装置	160万円以上											
	工具及び器具備品	120万円以上（*3）											
	建物	1,000万円以上											
	建物附属設備及び構築物	120万円以上（*4）											
	ソフトウェア	70万円以上											
（*2） その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているもの。事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない													
（*3） それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む													
（*4） 建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む													

(4) 経済産業大臣の確認基準

特定生産性向上設備等に係る経済産業大臣の確認基準の主なものは以下のとおりである（経済産業省関係産競法規6の4）。

	改正後
経済産業大臣の確認基準	■ 生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること ■ 年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること ■ その実現に必要な資金調達手段が記載されていること ■ 取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること ■ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等

(5) 重複適用の制限

本税制に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の措置の適用を受けることができない（措法42の11の2①、同42の12の4①、同42の12の6①）。

- 地域未来投資促進税制
- 中小企業経営強化税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(6) 不適用措置

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）又は農業協同組合等以外の法人で、当該事業年度の所得＞前期の所得である一定の事業年度で、次の①②いずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く）は適用されない（措法42の12の7⑧）。

・ 資本金10億円以上かつ常時使用する従業員1,000人以上 ・ 常時使用する従業員数が2,000人超	左記以外
① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 $\geq 2\%$ ② 国内設備投資 $> \text{当期償却総額} \times 40\%$	① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 $\geq 1\%$ ② 国内設備投資 $> \text{当期償却総額} \times 30\%$

2. 研究開発税制の見直し

AI・量子・バイオ等の国家戦略として重要な技術領域への研究開発を促す観点から、研究開発税制について「戦略技術領域型」が新たに創設され、重点産業技術試験研究費の40%又は50%相当額の税額控除が可能となった。また、試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しが行われた。

(1) 重点産業技術試験研究費の税額控除制度の創設

国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、新たに「戦略技術領域型」が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙（予定））に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限が設定された。

具体的には、産業技術力強化法の施行を前提に、青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の重点研究開発計画につき同法の認定を受けたもの（以下「認定研究開発法人」）の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く）がある場合には、控除対象重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができる（措法42の5）。

（注） 本件改正は産業技術力強化法の改正法の施行日から施行され、当該施行日は同法の公布の日（令和8年6月19日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定められる。この点、経済産業省における第6回研究開発税制等の在り方に関する研究会の事務局資料において、この法律を2027（R9）年4月に施行する案が記載されている。

措置の概要は、次のとおりである。

項目	内容
対象法人 (認定研究開発法人)	青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の改正法の施行の日（上記注書参照）から2029（R11）年3月31日までの間に同法の重点研究開発計画につき同法の認定を受けたもの（措法42の5①）
対象事業年度	適用期間（*1）内の日を含む各事業年度 （*1） 適用期間：重点研究開発計画の認定を受けた日（認定日）から同日以後5年を経過する日（5年経過日）までの期間をいう。なお、5年を経過する日までにその認定を取り消された場合など一定の場合に該当する場合には、適用期間は一定の期間とされている（措法42の5⑤一）。一定の場合及び一定の期間は、今後、政令によって定められる予定。
対象となる試験研究費	重点産業技術試験研究費の額（*2）がある場合 （*2） 重点産業技術試験研究費の額：認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発（*3）に係る試験研究費の額（措法42の5⑤二） （*3） 特定重点研究開発：産業技術力強化法の重点産業技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙（予定））のうち、その成果について特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に適合するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発（産技法27）
優遇措置の内容	■ 控除対象重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額（*4）の場合には、50%）の税額控除ができる （*4） 特別重点産業技術試験研究費の額：重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るもの（措法42の5⑤四） ■ 控除税額は、当期の法人税額の10%を上限（措法42の5①） ■ 控除限度超過額は3年間の繰越しができ、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り、適用できる（措法42の5②）

なお、通算法人については、試験研究費の税額控除制度について基本的に通算グループを一体として計算することとされていることから、控除上限額、繰越税額控除制度の適用要件等について、通算グループ全体の数字等による判定・計算を行うこととされている（措法42の5③）。

(2) 一般試験研究費の税額控除についての見直し

2027（R9）年4月1日以後に開始する各事業年度から、一般試験研究費の額に係る税額控除制度における税額控除率の算式について、よりインセンティブが働くよう、控除率カーブ及び控除上限の変動措置の見直しが行

われた。

概要は次表のとおりであり、改正項目①～③については後述の【改正項目】以下の説明を参照されたい。

	改正前			改正後		
	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除率の 上限・下限	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除率 の上限・下限
税額 控除率	0%未満 の場合 (※1)	$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times \frac{8.5}{30}$	なし	3%以下 の場合①	$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times \frac{8.5}{13}$ ①	なし (改正前と同様)
	0%以上 12%以下 の場合 (※2)	$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$	1% (※2)	3%超 15%以下 の場合①	$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$ ①	なし (改正前と同様)
	12%超 の場合	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$	10% (14%)	15%超 の場合①	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$ ①	10% (14%◇) (改正前と同様) ①
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(上記で算出した割合) × (控除割増率 (※)) に相当する割合を加算する (※) 控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 (10%を上限)			(改正前と同様) ②◇		
控除税額 の上限	当期の法人税額 × 25% (ア) 一定のベンチャー企業は、40% (イ) 試験研究費の増減に応じて、控除税額の上限を加算又は減算する ・増減試験研究費割合が4%を超える部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限) を加算 ・増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限) を減算			当期の法人税額 × 25% (ア) 一定のベンチャー企業は、40% (改正前と同様) (イ) 試験研究費の増減に応じて、控除税額の上限を加算又は減算する③◇ ・増減試験研究費割合が7%を超える部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限) を加算 ・増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限) を減算		
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(試験研究費割合 - 10%) × 2に相当する割合 (10%を上限) が上乗せ			(改正前と同様) ③◇		

◇は、2028 (R10) 年度末までの時限措置

(※1) 2026 (R8) 年4月1日以後に開始する事業年度に限る。2026 (R8) 年3月31日以前に開始する事業年度においては0%未満の区分は無し。

(※2) 2026 (R8) 年3月31日以前に開始する事業年度においては、増額試験研究費割合が12%以下の場合 (0%未満との区分無し)。また、2026 (R8) 年4月1日以後に開始する事業年度については、税額控除率の下限を1%とする特例は撤廃された。

【改正項目】

- ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率の計算が見直された。また、税額控除率の上限を14%とする特例の適用期限が3年延長された (措法42の4①②)。
- ② 平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合における、税額控除率の加算措置及び控除税額上限の上乗せ措置の適用期限が3年延長された (措法42の4②③)。
- ③ 2027 (R9) 年4月1日から2030 (R12) 年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合に応じて加減算される特例の計算が見直された。また、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合には、当該特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例が適用される (措法42の4③)。

(3) 中小企業者の試験研究費の税額控除 (中小企業技術基盤強化税制) についての見直し

中小企業者等に対して適用される中小企業技術基盤強

化税制に係る税額控除制度について、上乗せ特例の適用期限が3年延長され、また、繰越税額控除制度が創設された (措法42の4④⑤⑥⑦)。

	改正前			改正後		
	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限
税額控除率	12%以下の場合	12%	—	(改正前と同様)		
	12%超の場合	12%+(増減試験研究費割合-12%)×0.375	17%			
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(上記で算出した割合)×(控除割増率(※))に相当する割合を加算する(※) 控除割増率=(試験研究費割合-10%)×0.5 (10%を上限)					
控除税額の上限	当期の法人税額×25% (ア) 増減試験研究費割合が12%を超える場合は、35% (イ) 増減試験研究費割合が12%以下で、かつ、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(試験研究費割合-10%)×2に相当する割合(10%を上限)が25%に上乘せ			(改正前と同様)		
繰越税額控除	制度なし (控除限度超過額は、繰越不可)			控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされた ➤ 繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り適用できる。 ➤ ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は、適用不可。 ➤ なお、通算法人については、試験研究費の税額控除制度について基本的に通算グループを一体として計算することとされていることから、繰越税額控除制度の適用要件等について、通算グループ全体の数字等による判定・計算を行うこととされるなど、必要な措置がとられた(措法42の4⑧)。		

(4) 特別試験研究費の税額控除についての見直し

特別試験研究費の税額控除(オープンイノベーション型)について、以下の見直しが行われた。

	改正前	改正後
手続	大学等の確認	大学等の長の認定
監査	要	不要

1) 大学等との共同・委託研究の手続き合理化

大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とされた(措規20の2㉔)。

- 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究(以下「共同研究等」)についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。
- その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。
- その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること。

2) 「重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度」との重複不可

その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき、上述の「重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度」の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額は、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とされた。

3) 高度研究人材の定義の拡充

新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、以下の見直しが行われた(措令27の5②15)。

- 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者(その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る)で、その法人の役員又は使用人となった日から5年を経過

していないものが追加された。

- その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこと

とされた。

- その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとされた。

	改正前	改正後
高度研究人材の定義	博士号取得から5年未満	博士号取得から5年未満 又は上記の者を採用してから5年間（拡充）
研究テーマの公募要件	高度研究人材	高度研究人材を含む使用人（拡充）

(5) 他の者に委託し国外で行われる試験研究費についての見直し

契約又は協定により他の者に委託し、国外で行われる試験研究費の額については、諸外国と同様に一定の制限

が設けられ、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とすることとされた（措法42の4⑨二の二・十四、42の4の2③、措令27の4③、措規20⑧）。

区分		税額控除の対象額	
他の者に委託し、 国外で行われる試験研究費の額	医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る）の委託に係る試験研究費の額	その試験研究費の額（100%相当額）	
	上記以外の試験研究費の額	2026（R8）年4月1日から 2027（R9）年3月31日までの間に開始する事業年度	その試験研究費の額×70%
		2027（R9）年4月1日から 2028（R10）年3月31日までの間に開始する事業年度	その試験研究費の額×60%
		2028（R10）年4月1日から 2029（R11）年3月31日までの間に開始する事業年度以降	その試験研究費の額×50%

3. 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）

近年、賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にあり、企業の賃上げをめぐる状況は2024（R6）年度税制改正当時と大いに様変わりしている。

こうした状況に鑑み、賃上げ促進税制のうち、全法人向けの措置については適用期限（2027（R9）年3月31日）を待たずに廃止された。

中堅企業向け措置については、2026（R8）年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続され、適用期限（2027（R9）年3月31日）をもって廃止されることとなった。

一方、中小企業向け措置については、人材獲得競争の

中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、2026（R8）年度は現行制度を維持することとされ、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しが検討されることとなった。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止された。

(1) 全法人向けの措置

2026（R8）年3月31日をもって廃止された（措法42の12の5）。

(2) 中堅企業向けの措置

常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関

係がある他の法人の従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く）向けの措置については、適用期限（2027（R9）年3月31日）の到来をもって廃止されるとともに、2026（R8）年4月1日から2027（R9）年3月31日までの間に開始される事業年度について、次の見直しが行われた（措法42の12の5①）。(*1)

項目	改正前	改正後
原則（税額控除率10%）	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である場合	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合
上乗せ① 賃上げ要件	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算
上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額×0.05%以上である場合に、税額控除率に5%を加算	廃止
上乗せ③ 女性活躍・子育て支援	プラチナくるみん若しくはプラチナえるぼし又はえるぼし認定（3段階目）を受けている場合、税額控除率に5%を加算	改正なし

(*1) 適用事業年度終了時において、資本金の額又は出資金の額が10億円以上、かつ常時使用する従業員数が1,000人以上である場合には、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

(3) 中小企業向けの措置

中小企業向け措置については、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止された（措法42の12の5②）。

項目	改正前		改正後
原則	雇用者給与等支給額≥ 比較雇用者給与等支給額×101.5%	控除対象雇用者給与等支給 増加額×15%	改正なし
上乗せ① 賃上げ要件	雇用者給与等支給額≥ 比較雇用者給与等支給額×102.5%	税額控除率に15%加算	改正なし
上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額≥比較教育訓練費の額×105%、かつ、教育 訓練費の額≥雇用者給与等支給額×0.05%	税額控除率に10%加算	廃止
上乗せ③ 女性活躍・ 子育て支援	プラチナくるみん若しくはプラチナえるぼし又はくるみん若 しくはえるぼし認定（2段階目以上）の取得	税額控除率に5%加算	改正なし
繰越税額控除 制度	- 控除限度超過額は5年間繰越可 - 繰越税額控除を行う事業年度において、雇用者給与等支給額＞比較雇用者給与等支給額となる場合に限り適用可		改正なし

(4) 地方税における見直し

1) 事業税付加価値割の課税標準からの控除制度

給与等の支給額が増加した場合の事業税付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）

について、適用期限（2027（R9）年3月31日）の到来をもって廃止されることとなり、2026（R8）年4月1日から2027（R9）年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われた（地法附則9⑨）。

	改正前	改正後
改正① 特定税額控除規定	■ 試験研究費の税額控除制度（研究開発税制） ■ 地域未来投資促進税制 ■ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	試験研究費の税額控除制度のうち重点産業技術試験研究費の税額控除制度（繰越税額控除を除く）を追加
改正② 継続雇用者給与等支給額に係る要件（要件上乗せ措置適用法人以外）	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>1%以上</u> であること
改正③ 継続雇用者給与等支給額に係る要件（要件上乗せ措置適用法人）	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>1%以上</u> であること	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>2%以上</u> であること
改正④ 地域未来投資促進税制とカーボンニュートラル促進税制についての要件	継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件の <u>いずれにも該当しない場合</u> に、不適用	継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件の <u>いずれかに該当しない場合</u> に、不適用
改正⑤ 適用期限	2027（R9）年3月31日まで	2029（R11）年3月31日まで延長

5. オープンイノベーション促進税制の見直し及び期限延長

オープンイノベーション促進税制は、2020（R2）年度税制改正により創設された制度で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の事業会社又はその国内CVCが、スタートアップ企業の株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除することができる制度である。

スタートアップの出口戦略としてIPOへの偏重が指摘される中、M&Aの重要性に鑑み、M&A型の対象株式が追加されるとともに、スタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩方法の見直し等が行われた上で、適用期限が2年延長された。

（1）適用期限の延長

適用期限が2年延長された（措法66の13①）。

	改正前	改正後
適用期限	<u>2026（R8）年</u> 3月31日まで	<u>2028（R10）年</u> 3月31日まで

（2）取得価額要件の引上げ

新規出資型及びM&A型の対象となる株式の取得価額要件について、それぞれ以下のとおり見直された（経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令3①②）。

	改正前	改正後
新規出資型 （内国法人の株式）	■ 中小企業：1,000万円以上／件 ■ 中小企業以外の法人：<u>1億円以上</u>／件	■ 中小企業：1,000万円以上／件 ■ 中小企業以外の法人：<u>2億円以上</u>／件
M&A型	■ <u>5億円以上</u> ／件	■ <u>7億円以上</u> ／件

（3）吸収合併した場合の特別勘定の取崩し方法の見直し

協業をより一体的に進める観点から、事業会社がスタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩し方法の見直しが行われた。具体的には、特別勘定に係る特

定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことが明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われた場合について、以下のとおり見直された（措法66の13②）。

	改正前	改正後
スタートアップ企業を吸収合併した場合	特別勘定の残高を取り崩して、益金算入する。	合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

(4) 対象株式の追加（M&A型）

M&A型において、以下のとおり対象株式が追加された（措法66の13①三）。

	改正後
対象となる株式	■ 発行済み株式で、その取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有する見込みのもの ➢ 2023（R5）年4月1日以後に本税制の新規出資型を適用した株式と同一銘柄の株式は対象外
取得価額要件	■ 3億円以上（上限200億円）
所得控除	■ 20%（参考：その他の類型は25%） ➢ 3年以内に議決権の過半数の取得ができない場合は特別勘定の金額を取り崩して益金算入する

6. 戦略分野国内生産促進税制の見直し

戦略分野国内生産促進税制について、以下の見直しが行われた。

(1) 不適用措置

本税制（繰越税額控除制度を除く）の不適用措置に関し、対象法人の所得が前期を上回る事業年度に適用される条件について、以下のとおり見直しが行われた（措法42の12の6⑭）。

	改正前	改正後
不適用措置の条件	以下のいずれにも該当しないこと ■ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合$\geq 1\%$ ■ 国内設備投資$>$当期償却総額$\times 40\%$	以下の いずれかに 該当しないこと ■ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合$\geq 2\%$ ■ 国内設備投資$>$当期償却総額$\times 40\%$

(2) 税額控除額

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設に伴い、税額控除額の計算方法が以下のとおり見直された（措法42の12の6③⑥、措規20の10の2④⑥）。

	改正前	改正後
税額控除額	以下の(A)(B)のいずれか少ない金額	以下の(A)(B)のいずれか少ない金額
	(A) 産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額	(A) 改正なし
	(B) 産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額	(B) 特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受けた特定機械装置等の取得価額を除く

7. カーボンニュートラル投資促進税制の見直し及び期限延長

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下「事業適応計画」）の認定を受け、かつ青色申告書を提出する法人が、事業適応計画に従って生産工程効率化等設備等の取得等を行った場合、当該設備等に対して特別償却又は税額控除を適用できる課税の特例（カーボンニュートラル投資促進税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長された。

(1) 適用期限の延長

適用期限が2年延長された（措法42条の12の6①②）。

1) 税額控除率（措法42の12の6②）

	改正前		改正後	
	炭素生産性向上率	税額控除率	炭素生産性向上率	税額控除率
中小企業者 (*1)	10%以上17%未満	10%	17%以上22%未満	5%
	17%以上	14%	22%以上	10%
上記以外の法人	15%以上20%未満	5%	20%以上25%未満（15%以上20%未満）(*2)	3%
	20%以上	10%	25%以上（20%以上）(*2)	8%

(*1) 適用除外事業者に該当するものを除く。

(*2) ①内は特定大企業の場合。特定大企業とは、次の要件に該当する一定のサプライチェーン連携を実施している中小企業者以外の法人を指す。

連携企業（特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者をいい、グループ会社を除く）のエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す取組のうち次の要件の全てに該当するもの

- ① 連携企業への支援により、その連携企業に対する取引量を減らさずにその連携企業の炭素生産性を事業所単位で30%以上向上させる計画を立てること
- ② 連携企業とその計画に関する費用負担を行うこと等を明記した一定の合意書を締結していること
- ③ 特定大企業に追加の費用負担が発生するものであって、連携企業の排出量削減に資する内容であること
- ④ 連携企業が自身のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を算定すること



2) 特別償却率（措法42の12の6①）

	改正前	改正後
特別償却率	50%	30%

	改正前	改正後
適用期限	2026 (R8) 年 3月31日まで	2028 (R10) 年 3月31日まで

(2) 特別償却率及び税額控除率の引下げ

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）及び中小企業者以外の特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された炭素生産性向上率の区分に応じて適用される特別償却率及び税額控除率について、炭素生産性向上率の区分の変更（引上げ）とともに次のとおり見直された。

8. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用期限が3年延長されるとともに、次の見直しが行われた（措法67の5、附則65）。

	改正前	改正後
対象資産	取得価額が30万円未満の減価償却資産 (ただし、取得価額の合計額のうち300万円に達する までの金額を限度)	取得価額が40万円未満の減価償却資産 (限度額の改正なし)
対象法人	常時使用する従業員の数が500人以下の 中小企業者等	常時使用する従業員の数が400人を超える法人が除 外される
適用期限	2026 (R8) 年3月31日まで	3年延長 (2029 (R11) 年3月31日まで)

9. 投資簿価修正における調整勘定対応金額の加算措置の計算

(1) 概要

通算グループからの離脱法人の株式の投資簿価修正における、調整勘定対応金額の加算措置の計算において、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合には調整勘定対応金額を減額することとされているが、その減額対象の譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が除外された（法令119の3⑥ニイ）。

(2) 改正前の取扱い

通算グループから通算子法人が離脱する場合、その離脱法人の株式の投資簿価修正が行われるが、一定の要件を満たす場合には、投資簿価修正額は離脱法人の簿価純資産価額に調整勘定対応金額を加算できる措置が規定されている。

■ 調整勘定対応金額

＝離脱子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した離脱子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額

⇒非適格合併の合併法人における受入れ処理を転用し、離脱子法人株式取得時の買収プレミアム的な部分を離脱子法人の株式の取得価額と個別資産・負債の時価純資産価額（営業権にあっては独立した資産として取引される慣習のあるものに限り）の差額で計算することになる

➢ 離脱子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額×取得株式数割合の合計額

➢ 当該離脱子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零

なお、グループ通算制度開始・加入日以前に、当該離脱法人の株式の譲渡（適格分割型分割による分割承継法人への移転を含む）をした場合には、その株数分だけ調整勘定等対応金額から減額することとされている。

(3) 減額対象の見直し

調整勘定対応金額の減額調整の対象となる譲渡から、全部取得条項付種類株式の端数処理による完全子法人化の際の譲渡（簿価譲渡として取り扱われるものに限る）が除外された。

10. 認定株式分配（パースナルスピノフ）に係る課税の特例の見直し

2026 (R8) 年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配が認定株式分配に該当する場合には、その認定株式分配は株式分配に該当することとし、そのうち次の要件に該当するものは、適格株式分配とみなして法人税その他の法令を適用することとされた（所得税についても同様）（措法68の2）。

- ① その法人（株式分配を行う法人）の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付するものであること（株式のみ按分交付要件）
- ② その認定株式分配の直後にその法人が有するその認定株式分配に係る完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること
- ③ 認定株式分配に係る現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、株式分配に係る完全子法人が認定株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと（被非支配要件）
- ④ 完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと（特定役員継続要件）
- ⑤ おおむね100分の80以上の従業員が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること（従業員継続要件）
- ⑥ 現物分配法人及び完全子法人が経済産業大臣の定める次の要件を満たし、事業の成長発展が見込まれるものとして事業再編計画の認定を受けていること（事業再編計画認定要件）
 - (i) 現物分配法人（経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その経営資源を集中させるものとして特定されており、かつ、その特定されている事業が現物分配法人

- (経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（その完全子法人以外の法人で、その一定の関係が継続することが見込まれているものに限る）を含む）において引き続き行われることが見込まれていること
- (ii) その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記（i）の特定されている事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
- (iii) その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること

ブ会社間で経費配賦を行うシェアードコスト契約等）については、グループ間での利益調整の手段に用いられる可能性があるが、税務調査においてその取引内容、支払金額の根拠等の説明資料が作成されていない、若しくは提出・提示を拒否される場合がある。

2025（R7）年6月11日の経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第3回）の会議資料によると、例えば国外親会社との取引について、親会社から請求された金額を支払っているのみで、日本子会社側では詳細を把握していない等により国内において十分な根拠情報が得られないケースもあるが、このような場合においても、国外親会社に対する反面調査が困難である等の事情により当局が取り得る手段が限定されることから、調査対象者から十分な資料の収集ができず、取引の実態確認ができないといった問題意識が述べられている。

このような課題に対応するため、関連者間の取引に関して、内国法人に対して一定の書類の取得又は作成及び保存義務が課された。（法規59の2、法規67の2）

11. 関連者間の取引に係る書類の整理保存の特例の創設

企業グループ内の法人間で行われる取引（特にグルー

項目	改正後
内容	内国法人が関連者との間で関連者間取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする特定事項記載書類（電磁的記録を含む）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存する必要がある。 ■ 取引関連書類等：取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存が必要とされているもの。
対象取引	内国法人が関連者との間で行う関連者間取引 ■ 関連者：移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する（法規59の2③） なお、当該関連者の判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。 ■ 関連者間取引：次の取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る）をいう（法規59の2①一二） ➤ その関連者がその内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む）。なお、工業所有権等とは次の資産をいう。 ・ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの ・ 著作権（出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む） ・ プログラムの著作物 ➤ その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの ・ 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの ◇ その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動 ◇ その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理 ・ その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの ・ 以上の役務の提供に類するもの

項目	改正後
取得/作成期限・保存期間	特定事項記載書類は、その関連者取引を行った事業年度の確定申告書の提出期限までに取得又は作成し、整理のうえ、当該確定申告書の提出期限から7年間（*1）、内国法人の納税地等に保存する必要がある。 （*1） 繰越欠損金の適用を受ける場合には10年間（法規59の2⑩、法規26の3①）
罰則等	上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由の他、欠損金の繰越控除の適用可否、白色申告の場合の推計課税にあたっての検討要素となる。
適用時期	2027（R9）年4月1日以後開始する事業年度に行う関連者間取引について適用される。

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税への対応

（1）共存システムへの対応

グローバル・ミニマム課税と、独自のミニマム課税制度を有する国の制度との共存等について、2026（R8）年1月5日に合意が成立したことから、当該合意に則り以下の見直しが行われた。

① SbS（Side by Side）セーフ・ハーバーの創設（法82の3⑦、法規38の43の2）

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度の当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係るグループ国際最低課税額及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準が設けられた。当該改正は、2026（R8）年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることとされた。

- I. その国又は地域の租税に関する法令（2029（R11）年1月1日前に制定されたものに限る。II. 及びIV.において同じ）において、20%以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること
- II. その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少であると認められる場合において、租税の適正な負担を求めるため、当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く）を課することとされていること
- III. その国又は地域における構成会社等又は共同支配会社等に係る国別実効税率が基準税率（15%）を下回ることとなる可能性が低いこと
- IV. その国又は地域の租税に関する法令において、他

の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等（IV.において「子会社等」）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合その他の場合において、当該子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であって、原則として当該子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること

- V. その国又は地域の租税に関する法令において、会社等の所得に対する租税の額からその国又は地域以外の国又は地域の租税に関する法令により当該会社等の所得に対して課される租税の額を控除することができる規定（自国内最低課税額に係る税の額を控除することができるものに限り）が設けられていること

② UPE（Ultimate Parent Entity）セーフ・ハーバーの創設（法82の11等④、法規38の50⑥等）

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額には、当該グループ国際最低課税残余額のうち当該最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする適用免除基準が設けられた。当該改正は、法人（人格のない社団等を含む。）の2026（R8）年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について適用することとされている。

- I. その国又は地域の租税に関する法令（2026（R8）年1月1日において施行されていたものに限る。II.において同じ）において、20%以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること
- II. その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少である

と認められる場合において、租税の適正な負担を求めるため、当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税を課することとされていること

- Ⅲ．その国又は地域における構成会社等又は共同支配会社等に係る国別実効税率が基準税率（15%）を下回ることとなる可能性が低いこと

③ 税額控除制度等に係る実効税率計算の特例の創設

【特別税額控除等相当額（適格給付付き税額控除額等以外のもの）に係る実効税率の特例】（法令155の42の2①等）

一定の税額控除制度等（次に掲げる要件を満たすものに限る）の適用により、対象租税が軽減、免除される一定の金額を、国単位の実効税率の計算上、一定の上限額まで国別調整後対象租税額（分子）に含めることができることとされた。なお、本特例は、本特例の適用を受けようとする旨を含むグループ国際最低課税額等報告事項等の提供がある場合に限り適用される（国地域単位の選択適用）。当該改正は、2026（R8）年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることとされた。

- Ⅰ．構成会社等が各対象会計年度において支出した金額（その税額控除等規定の施行前に支出した金額を除く）を基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額（その課税標準から控除し、又はその課税標準に含めないこととされる金額を含む。Ⅱ．において同じ）を計算することとされていること
- Ⅱ．構成会社等が各対象会計年度においてその所在地国で生産した有形資産（その税額控除等規定の施行前に生産したものを除く）の数量その他これに準ずるものを基礎として対象租税が軽減され、又は免除される金額を計算することとされていること

【適格給付付き税額控除額等である特別税額控除相当額に係る実効税率計算の特例】（法令155の42の2②等）

適格給付付き税額控除等の適用を受けることが認められる金額のうち一定の金額（特別給付付き税額控除等相当額）については、本特例の適用を選択した場合に限り、一般的な特別税額控除と同様に、国別実効税率計算上、分子に加算することができる特例が設けられた。

また、本特例の適用を受けようとする特別給付付き税額控除等相当額については、個別計算所得等の金額（分母）及び調整後対象租税額（分子）から減算することとされた。

当該改正は、2026（R8）年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることとされた。

④ 移行期間CbCRセーフ・ハーバーの適用期間の延長（令和5年改正法附則14①③）

一定の国別報告事項（以下、「CbCR」）における記載

事項等を用いた経過的な適用免除基準の適用期限（現行：2026（R8）年12月31日）が2027（R9）年12月31日まで（2027（R9）年末までに開始する対象会計年度まで）1年の延長がされた。また、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に係る一定のCbCRにおける記載事項等を用いた経過的な適用免除基準についても同様の見直しが行われた。

(2) 執行ガイダンスへの対応

2025（R7）年1月15日に、OECD/G20のBEPSに関する包摂的枠組みにより公表された、モデルルール第9.1条に関し、政府により付与されたタックス・ベネフィットから生じた繰延税金資産の取扱いに関する執行ガイダンスに沿った以下の対応が行われた（法規38の28⑨等）。

- 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされた。
- 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために2021（R3）年12月1日以後に締結されたものに限る）があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
- 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（2021（R3）年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債
- 法人税に相当する税に関する法令（2021（R3）年12月1日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る）の規定により、その法令が施行された日を含む対象会計年度の5対象会計年度前の対象会計年度開始の日前に生じた欠損の金額が繰り越されることにより計上された繰延税金資産

2. 外国子会社合算税制等の見直し

部分対象外国関係会社が解散した場合、（それまで経済活動実体を有していたにもかかわらず）その清算過程で生じた所得が合算課税の対象となってしまう等の課題が指摘されていたところ、会社区分・合算所得の計算に関して所要の見直しが行われた。

(1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等について、次の2)の特例が創設されるとともに、改正前の解散した外国金融子会社等に係る特例は廃止され

た。

これは、現地撤退時の解散手続の中で生じる資産処分や債務免除益等について行き過ぎた合算課税が生じているとの指摘に対応したものと考えられる。

改正前の制度では、清算中の外国関係会社について、清算前は事業を行い経済実体を有していたにもかかわらず、清算過程で経済実体を失ったことにより経済活動基準を充足することができなくなったケースについても、清算事業年度に生じたあらゆる所得が全部合算の対象となってしまうという問題が指摘されていた。

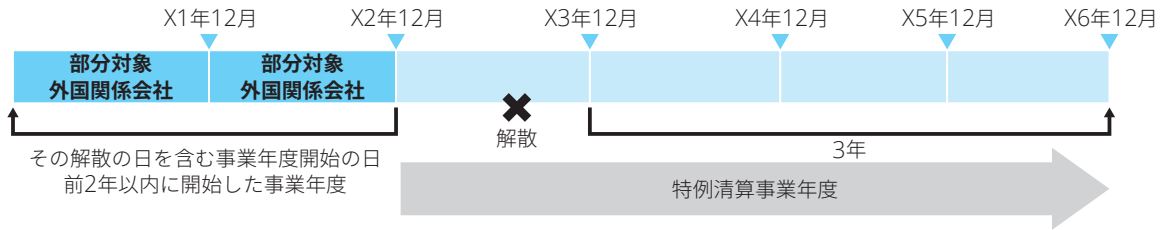
改正後は、解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等のうち一定のものについては、清算中の一定期間、清算開始前の経済実体を引き続き有するものとみなして外国子会社合算税制を適用することとされた（措法66の6）。また、清算過程で債務免除益等が発生した場合についての部分合算課税を限定する措置が講じられた。

1) 用語の意義

用語	意義
清算部分対象外国関係会社	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの
清算外国金融子会社等	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの
特例清算事業年度	清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等が最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日*までの期間内の日を含む事業年度

*残余財産確定日が3年を経過した日前である場合には残余財産の確定日

【特例清算事業年度イメージ】（部分対象外国関係会社の場合）



2) 特例の内容

項目	内容
① 部分対象外国関係会社（外国金融子会社等）とみなす特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合には、特例清算事業年度については、（i）清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、（ii）清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。
② 異常所得の金額の計算の特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。
③ 異常な水準の資本に係る所得の金額の特例	外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。
④ 書類不提出等の場合の特例不適用（推定規定）	国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、（i）その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、（ii）その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

(2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の見直し

外国子会社合算税制におけるペーパー・カンパニー特例については、その適用要件の一つに、「資産割合要件」がある。外国関係会社の総資産の額が零の場合には、当該要件を充足しないことになるのではないかという疑義が生じており、資産を持たない設立直後等の外国子会社が、合算課税の対象となってしまうという問題が指摘されていた。改正後は、ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要とされた（措法66の6）。

(3) 複数税率の場合の特例の見直し

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高

税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不相当であると認められる場合には、本特例が適用できないことになった（措法66の6）。

(4) 関連制度の見直し

居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)から(3)までと同様の見直しが行われた（措法40の4）。

(5) 適用関係

上記の改正は、外国関係会社の2026（R8）年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

以 上

会計基準等開発動向

2026年9月7日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。	予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）について、2026年2月より見直しに着手されている。 フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することが予定されている。
資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い	資金決済に関する法律の改正及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の改正に伴い、実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の改正に関する検討が行われている。	2026年8月17日付で、実務対応報告公開草案第74号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等が公表され、2026年10月19日まで意見募集が行われている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。 2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管)に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。
のれんの会計処理及び関連する開示	次について検討を行うことが予定されている。 ① 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第32項の実務上の課題について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討すること。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進めること。 ② 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討すること。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行うこと。	今後、検討を開始することが予定されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第57回基準諮問会議（2026年7月27日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASBスタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。 (1)2025年7月3日公表、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日） (2)2026年3月26日公表、公開草案『「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案』（コメント期限：2026年7月24日） ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。 SSBJ基準では、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」において、「SASBスタンダード」（2025年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。 このため、SSBJでは、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになるとされている。	ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、SSBJにおける対応を検討することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正	以下を受けて、想定される組合員の財務情報に対するニーズや昨今の業界実務との整合性を図るため、見直しを行ったもの。 ・2025年3月11日に改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」が公表され、特定の要件を満たした場合において、組合員はその出資する組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを認められることとなった。 ・2025年6月23日に、経済産業省産業組織課・新たなモデルLPAの作成等のための有識者検討会から「投資事業有限責任組合契約書例及びその解説（令和7年版）」が公表された。	2026年8月21日付で、業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正（公開草案）が公表され、2026年9月18日まで意見募集が行われている。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案	2005年に成立した会社法（平成17年法律第86号）については、二度にわたって実質的な見直しがされたが、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な課題が複数指摘されるに至っている。 これを受けて、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、意見募集が行われるものである。	2026年4月2日付で左記中間試案が公表され、2026年5月22日まで意見募集が行われていた。今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行う予定とされている。

新刊書籍のご案内

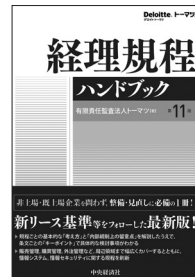
経理規程ハンドブック〈第11版〉

有限責任監査法人トーマツ著
中央経済社

本書は、経理規程、会計処理マニュアル、勘定科目処理要領など計20の規程を解説しています。作成手順・留意事項を示し、基本的な「考え方」、「内部統制上の留意点」を整理しています。

第11版では、2027年4月開始年度から強制適用の新リース会計基準を反映しています。また、会計基準等についても2026年7月末現在の情報に更新し、IT環境の変化やサイバーリスクの高まり等を受け、情報システム規程／情報セキュリティ規程も刷新しています。

定価 11,550円(税込)
2026年9月刊
ISBNコード：
978-4-502-59311-6



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。
市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

会計情報

発行日 令和8年9月20日(毎月20日発行)
第602 10月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001